

四万十川流域の文化的景観
「上流域の農山村と流通・往来」
保存活用計画



四万十川流域の
文化的景観

令和 5 年 3 月
中土佐町

例 言

- 本書は、「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来」の保存及び活用に関する計画を選定時のものから方針等について改定を行い、取りまとめたものである。
- 本書の作成は、令和3年度（2021）から令和4年度（2022）にかけて、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）を受けて実施した。
-  がつく項目は、流域5市町で共通の内容を示すものである。

目 次

序章 文化的景観保存活用計画改定の背景と目的

序-1 保存活用計画改定の背景と目的	2
序-2 保存活用計画改定の体制	3

第1章 文化的景観の位置、範囲及び価値

1-1 中土佐町の位置と地形	6
1-2 四万十川流域の文化的景観の位置	6
1-3 「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の範囲	7
1-4 「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の価値	8

第2章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

2-1 保存・活用の基本方針	16
2-2 保存管理の観点	18
2-3 整備活用の観点	24
2-4 運営体制の観点	30

第3章 文化的景観に配慮した土地利用に関する事項

3-1 文化的景観の保全のための「景観単位」の設定	34
3-2 土地利用に関する全体方針	35
3-3 景観単位別の土地利用方針	36
3-4 行為規制の方針	41
3-5 重要文化的景観の滅失又はき損、現状変更等の取扱基準	48

第4章 文化的景観の整備活用に関する事項

4-1 基本的な考え方	50
4-2 整備活用に関する方針	50

第5章 文化的景観の保存及び活用のために必要な体制

5-1 運営に関する方針	56
5-2 運営体制	56
5-3 保存管理・整備活用体制	58

第6章 文化的景観の重要な構成要素

6-1 基本的な考え方	60
6-2 本町における重要な構成要素の特定	61

付録 選定時における本質的価値

「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の本質的価値	64
---------------------------------	----

序章

文化的景観保存活用計画改定の背景と目的

保存活用計画改定の背景と目的

序-1

四万十川における環境に対する認識の大きな転機は、昭和 58 年（1983）の NHK テレビ番組の放送によって「日本最後の清流」というフレーズで一躍有名となったことで訪れる。これによって人と自然の良好な調和を代表する河川として全国的に注目される河川となった。

四万十川流域では、平成元年（1989）に「高知県清流保全条例」、平成 3 年（1991）に「高知県清流保全計画」等が策定され、平成 6 年（1994）には、流域市町村により四万十川保全機構が設立されるなど、高知県において四万十川を含めた河川環境を積極的に保全していこうとする取り組みが始まった。平成 10 年（1998）には四万十川の沈下橋の保存についての指針を策定し、流域の沈下橋の保存を図ることが確認された。そのようななか、四万十川の環境、暮らし、文化等の保全を図る事業を継続的かつ効果的に実施していくため、平成 12 年（2000）に公益財団法人四万十川財団が設立された。平成 13 年（2001）には、四万十川の生態系や景観の保全とともに、環境をテーマとした地域づくりを進めていくため「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」が制定され、四万十川を軸として流域が一体となった地域づくりが推進されてきた。

このような取り組みの蓄積を背景に、川と暮らしが一体となった四万十川流域の環境価値を総合的に保全・継承し、地域振興の一助にすべく、平成 18 年（2006）、流域 5 市町が協働して、重要文化的景観の選定を目指し取り組むこととなった。流域での連携を図るため「四万十川流域文化的景観連絡協議会」が設置され、各市町における保存調査に基づき、各市町の選定委員会と連携して定期的な協議を行い、保存計画の策定を行なった。景観計画および景観条例は並行して検討され、平成 21 年（2009）2 月 12 日に、全国初の広域的な重要文化的景観の選定を受けた。

選定後は、様々な事業調整や個々の要素の修理事業、流域としての一体的な啓発事業等を実施してきた。10 年以上が経過するなかでは、当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギー等の開発計画への対応、道路や河川整備における課題調整、世代交代とあわせて重要な構成要素の保護が難しくなるなど、保存計画とその運用において見直しを検討すべき課題が明らかになってきた。

また、選定時には各市町的重要文化的景観の価値については整理されたものの、流域全体としての文化的景観の価値や意味について、十分検討し共有化を図ることができていなかったことも課題の 1 つであった。当初から認識されていた流域のまとまりとその広域的な重要文化的景観としての保全および整備・活用の考え方は、各市町の連携の基盤となる。このため改めて、流域としての文化的景観の価値を整理し、各市町の文化的景観との関係を確認し、流域の一体的な保存・活用につながる方針等に整理することが必要であると考えに至った。

こうした課題認識に基づき、令和 3 年度より、四万十川流域として一体的な文化的景観の保存・活用を進めていくために、流域を構成する選定 5 市町が連携し、流域としての共有する文化的景観の価値を整理し直し、各市町が協働して保存計画の改定に取り組むこととした。

本町では、流域の文化的景観と本町的重要文化的景観との価値の関係を整理しながら、本町的重要文化的景観の個性を活かした保存・活用に向けた方針を示すこと、円滑な運用を図るため方針や体制について既往の計画書の記述を充実させること等を中心に改定を行なった。あわせて、広域の文化的景観という四万十川流域の特徴を活かした保存・活用に取り組むため、流域 5 市町で連携した運用の仕組みを整えた。

保存活用計画改定の体制

序-2

四万十川流域の文化的景観は、1市4町からなる広域の文化的景観として、平成21年（2009）に重要文化的景観として選定を受けた。保存活用計画の改定にあたっては、改定案の検討は、5市町の文化財所管及び高知県歴史文化財課、公益財団法人四万十川財団からなる「四万十川流域文化的景観連絡協議会」において行なった。

さらに、流域共通の事項を協議・調整するための助言機関として、新たに「四万十川流域重要文化的景観保存活用計画等改定検討会」を設置した。

四万十川流域重要文化的景観保存活用計画等改定検討会

令和3年度（2021）から保存活用計画の改定を行うにあたり、流域としての保存及び活用、整備の全体方針等、共通事項を検討を行うため、各市町の文化的景観の保存活用に関する委員会等の代表により構成される「四万十川流域重要文化的景観保存活用計画等改定検討会（以下、「流域検討会」という。）」を設置した。

改定に際し、令和3年度（2021）から令和4年度（2022）までの2ヵ年において流域検討会を実施した。流域検討会の委員の構成は、以下に示すとおりである。

四万十川流域重要文化的景観保存活用計画等改定検討会 委員

区分	分野	所属	氏名	備考
委員	文化的景観	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室 主任研究員	えだに ひろこ 恵谷 浩子	四万十市重要文化的景観保護審議会
	都市計画景観計画	神戸芸術工科大学 環境デザイン学科 教授	こうら ひさこ 小浦 久子	四万十市重要文化的景観保護審議会
	景観生態学	広島大学 名誉教授	なかごし のぶかず 中越 信和	四万十市重要文化的景観保護審議会 四万十町文化的景観整備管理委員会 中土佐町文化的景観整備委員会 梼原町文化的景観整備保存管理委員会 津野町文化的景観整備活用推進委員会
	郷土史	梼原町文化財審議会 会長	にしむら のぶあき 西村 信明	梼原町文化的景観整備保存管理委員会
	環境土木	NN ラントシャフト研究室	にしやま やすし 西山 穂	四万十市重要文化的景観保護審議会 四万十町文化的景観整備管理委員会 中土佐町文化的景観整備委員会
	土木環境システム	法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科 教授	ふくい つねあき 福井 恒明	四万十市重要文化的景観保護審議会
	建築	NPO 高知文化財研究所 代表	みぞぶち ひろこ 溝渕 博彦	四万十町文化的景観整備管理委員会 中土佐町文化的景観整備委員会 梼原町文化的景観整備保存管理委員会 津野町文化的景観整備活用推進委員会
	地理郷土史	津野町文化財保護審議会 会長	やまさき けんじ 山崎 健児	津野町文化的景観整備活用推進委員会
オブザーバー	—	文化庁 第二課 文化的景観部門 主任調査官	しもつま くみこ 下間 久美子	令和3年度
	—	文化庁 第二課 文化的景観部門 調査官	いちばら ふじお 市原 富士夫	令和4年度
	—	文化庁 第二課 文化的景観部門 調査官	ながい ふみ 永井 ふみ	
	—	高知県 文化生活スポーツ部 歴史文化財課 チーフ	しもむら ゆたか 下村 裕	
	—	高知県 文化生活スポーツ部 歴史文化財課 主任	おぎき せつ 尾崎 世都	
	—	高知県 林業・振興部 自然共生課 チーフ	とおちか ともよ 遠近 知代	
	—	高知県 林業・振興部 自然共生課 主幹	ふくい つよし 福井 剛志	

中土佐町文化的景観整備委員会

本町では、文化的景観の保存・整備・活用に関して、専門的な見地から助言を得るための機関として「中土佐町文化的景観整備委員会」を設置している。

令和3年度（2021）から令和4年度（2022）の2ヵ年にかけて、別途、実施する流域検討会での協議・調整の結果を踏まえた上で、本町の計画である『四万十川流域の文化的景観「上流域の農山村と流通・往来」保存活用計画（改定案）』に関する協議・検討を行なった。本委員会の委員の構成は、以下に示すとおりである。

四万十川流域文化的景観連絡協議会

令和3年度（2021）から保存活用計画の改定検討を行うため、平成18年度（2006）より設置している「四万十川流域文化的景観連絡協議会」において、流域として共通する課題や各市町における取組み上の課題などについて情報共有を行うとともに、文化的景観の保存活用の考え方等について協議・検討を行った。

四万十川流域文化的景観連絡協議会の構成

構成	所管
四万十市	教育委員会 生涯学習課
四万十町	教育委員会 生涯学習課
中土佐町	教育委員会
梶原町	教育委員会 生涯学習課
津野町	教育委員会
事務局	公益財団法人 四万十川財団
オブザーバー	高知県 文化生活スポーツ部 歴史文化財課

中土佐町庁内関係課会議

文化的景観の保存活用には、これまでの取り組みも含め、庁内関係課との調整や協力・連携の仕組みは不可欠である。そのため、計画の改定にあたり、文化的景観に関係する生業や地域づくりに関わる部署である農林水産課、まちづくり課、地域振興課等と庁内関係課会議を開催し、情報や問題意識の共有、今後の取り組みにおける意見交換等を行い、文化的景観の保存活用にに向けた検討を行った。

中土佐町文化的景観整備委員会 委員

役職	氏名	備考
会長	なかごし のぶかず 中越 信和	広島大学 名誉教授
整備委員	もり まさみ 森 正美	京都文教大学 学長
整備委員	にしやま やすし 西山 穂	NN ラントシャフト研究室
整備委員	あげた たかよ 上田 堯世	株式会社 上田建築事務所
整備委員	よしなり しょうぞう 吉成 承三	公益財団法人 高知県文化財団埋蔵文化センター 課長
整備委員	みぞぶち ひろひこ 溝渕 博彦	NPO 高知文化財研究所
オブザーバー	おざき せつ 尾崎 世都	高知県 文化生活スポーツ部 歴史文化財課
オブザーバー	かんだ おさむ 神田 修	公益財団法人 四万十川財団

第1章

文化的景観の位置、範囲及び価値



四万十川に架かる久万秋沈下橋

中土佐町の位置と地形

1-1

中土佐町は、高知県中西部に位置し、町域は東西 20.0km、南北 20.7km、総面積 193.21km²である。

四万十川流域は、本町、四万十市、四万十町、津野町、梼原町の1市4町からなり、そのうち本町は上流に位置する。

町域は、東側は土佐湾に面する海岸部、主に中央から西側は山々に囲まれた台地部からなり、まとまった平地は限られている。



四万十川流域市町と中土佐町の位置

四万十川流域の文化的景観の位置

1-2

文化的景観は、四万十川流域のうち上流に位置する中土佐町において、町西部の山間の台地域にあたる大野見地域に位置する。

本町の北に位置する津野町を源流点に、四万十川本流が南下し、町内において萩中川や下ル川、島ノ川川の支流と合流しながら、山間を細かく蛇行を繰り返す、南に位置する四万十町へと流れる。

本文化的景観は、四万十川及びその支流の水辺とその両岸に広がる山々、その間に展開する集落を中心とする。



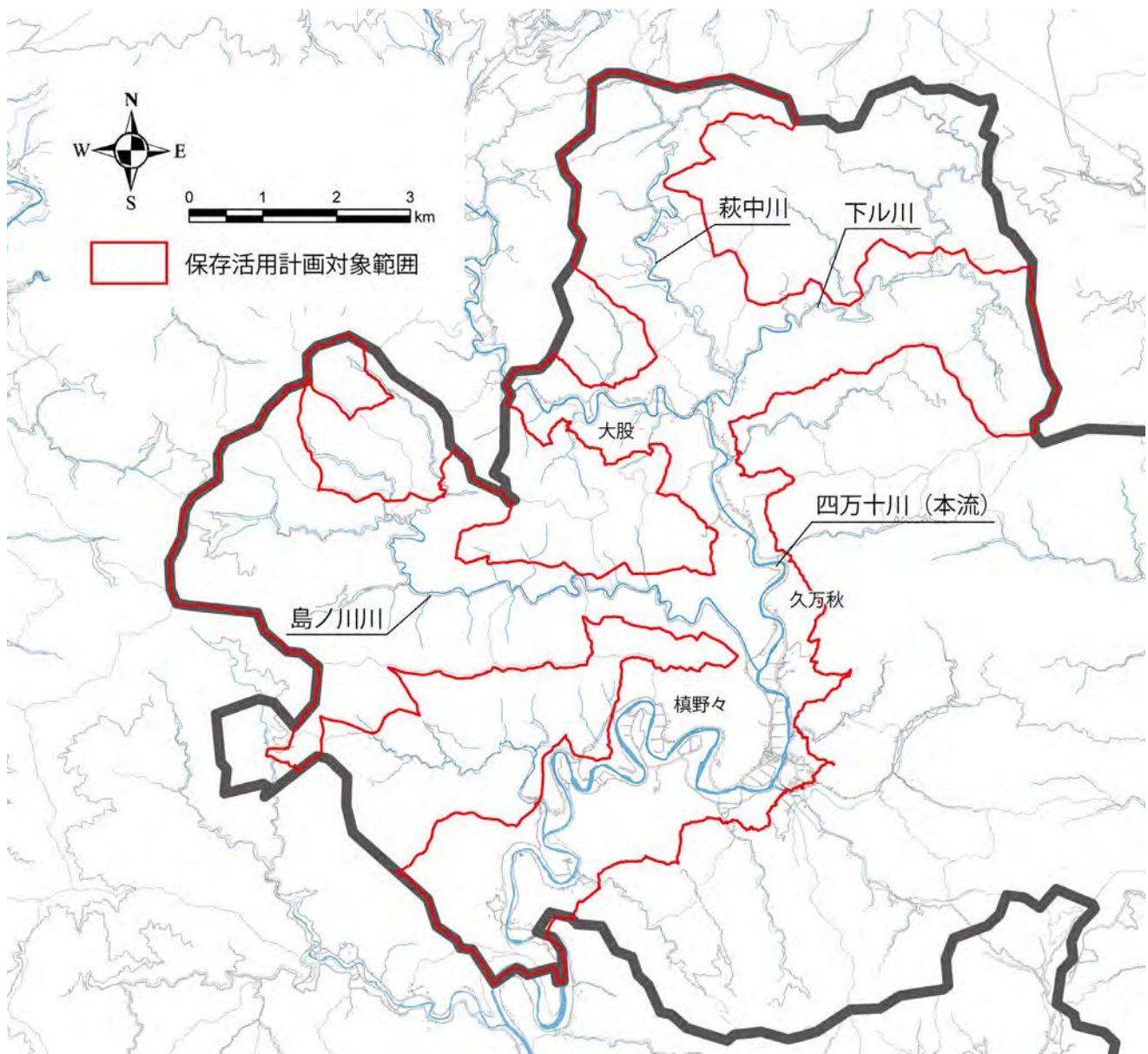
四万十川流域の文化的景観の位置

「四万十川上流域の農山村と 流通・往來の文化的景観」の範囲

1-3

範囲の設定の考え方

- 四万十川沿い 町域における四万十川（本流）の水域からそれに最も近い第一稜線の範囲とする。
- 萩中川沿い 四万十川の第一支流である萩中川の水域からそれに最も近い第一稜線の範囲とする。
- 下ル川沿い 四万十川の第二支流である下ル川の水域からそれに最も近い第一稜線の範囲とする。
- 島ノ川川沿い 四万十川の第一支流である島ノ川川の水域からそれに最も近い第一稜線の範囲及び国有林の範囲とする。



文化的景観保存活用計画対象範囲図

「四万十川上流域の農山村と 流通・往来の文化的景観」の価値

1-4

流域としての認識と文化的景観の見かた “最後の清流”が生み出した 四万十川流域としてのまとまり

川と寄り添う暮らしが生きる四万十川は、昭和58年（1983）のテレビ放送において「日本最後の清流」というシンボリックな表現で称されたことにより、「源流から海にいたる澄んだ水と生き物のいる豊かで美しい川」という四万十川のブランド力を生み出した。このイメージが環境保全の取り組みと相まって流域の一体感を醸成し、新たな象徴的意味をもった「四万十川流域」というまとまりが生まれた。

「清流」というイメージが伝える四万十川の風景や環境の真の豊かさは、四万十川流域で暮らす人々にとっては自然と折り合うことで育まれてきた集落の営みであり、その暮らし方が流域全体で通底していることで成り立っている。

美しい自然という、どこか営みの外にあるような「最後の清流」だけではなく、地域の日々の営みが育む豊かな風景と環境としての四万十川を語るのが「四万十川流域の文化的景観」である。この流域のまとまりを特徴づける自然と人の営みの折り合いに価値を見出し、その価値を地域内外の人々と共有し、保存活用していくことが、この豊かな四万十川流域の風景と環境を未来に継承していく始まりである。

四万十川流域の文化的景観は、次に示す3つの見方によりその特徴をとらえることができる。これらは、流域固有の自然をどのようにとらえるのか、また、人々はどのように自然と折り合いながら環境を使いこなしているのか、そして、地域の営みの変遷と今に繋がる重層性をどのように見出すのか、についての視座である。そこに流域の価値の新たな語り方がある。



かつての堰の上に架けられた沈下橋が
居住域と農地を結ぶ（高樋）

見かた1

山と川による「安定した大地のフレーム」と 小さな変化を繰り返す「生きている川」

四万十川流域の景観の素地となるのは、山や丘陵、河川などの自然地形である。特に源流域に広がる秩父帯と流域の大部分を占める四万十帯の2つの地質帯は、蛇行する河川の位置、折り重なる山並みなど、大きく変わることがない流域景観の下地となる「安定した大きな地形構造」を創り出している。

この安定した地形構造のもとで、山や川は地滑りや隆起、堆積と浸食等を繰り返す。流域内の大部分は山地であり、平地は限られるなか、川の蛇行等が「小さな地形のまとまり」を創り出してきた。この山と川がつくり出す地形のまとまりごとに、その場所の土地の形状や自然環境を生かした人々の営みが展開することにより、流域内に小規模で個性豊かな集落が点在する。

一方で、河川はその流路や線形を常に小さく変化させる。降雨とともに水位が上下し、増水時には川沿いの土地が浸水することもある。

安定した地形構造のもとで、この自然環境の日常的な変化と付き合う暮らしが、流域での人と川の関わりを多様で豊かなものになっている。



見かた2

自然条件と上手につきあう

「環境から得るもので生きる暮らし方」

流域内では、山と川により生み出された多様な地形に応じて、その地形のまとまりごとに土地の使い方に特徴がある。集落はこの暮らしの場における生業の土地利用により形づくられる。

蛇行のかたちや平坦地の大きさや位置の違いなどにより、土地の使い方は多様になる。谷や川の水の使い方、増水のいなし方等、水との付き合い方もその土地の使い方に表れている。

集落では、川から背山まで広い範囲で、自然を上手に使いながら複合的な生業が営まれ、時代に応じてその内容を柔軟に変化させてきた。そこには、流域の環境から得られるもので豊かにかつ持続的に生きる暮らしがある。

川に近い暮らしの場は、遊びや生業（農業、漁業、観光業）、行事や祭礼の場となり、川は日常的に使われる。川の増水や氾濫のリスクは無理をせずいなし、自然環境への負荷をかけないことで自然を守り共存する。

流域の人にとって自然は日々の営みの外にあるものではなく、常に営みとともにあり、川と向き合う暮らしの文化が流域を通してある。

見かた3

川と道のネットワークにより付与される 営みと文化における「個性」

流域内は、かつて川・海の舟運と道や鉄道（旧森林軌道）により緩やかにネットワークされていた。そこを人とモノが移動し、合わせてコト（文化や情報）が運ばれていた。

厳しい地形条件のなかで、それぞれの集落で人々は自立的な暮らしていたが、人やモノが行き交うことで、他の地域の文化との融合も起こった。そうした交流が集落の生業や祭礼等の文化に「個性」を育んできた。

川と川が合流する場所、街道と川が交わる場所、そして街道と街道が交差する場所には、町場が形成され、流域内の流通・往来を支える営みが発生した。現在でもこの町場には、個性ある町並みが継承されている。

河口の下田は海を介して関西とつながり、中・上流域や源流域では街道により高知や愛媛とつながる。広域ネットワークが流域内で重層することで、それぞれの町場は異なる拠点性を持つ。この広域ネットワークによる流通・往来がもたらす外からの文化や市場とのつながりが、流域内の場所ごとの営みを特徴づける。

「四万十川流域の文化的景観」の本質的価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしの場が形成されている。それぞれに山と川の地形条件は多様で、気候や風土などの自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら複数の生業を組み合わせることで、持続可能な暮らしを成り立たせてきた。

四万十川流域では流域全体を通して、居住や営農に適した平地もしくは緩斜面は、川から標高差のない位置にあることが、地形的特徴である。人々はこの川に近い場所で、背山から川までを様々な利用して暮らし、集落を形成してきた。山では林業を始め、採草や椎茸等の林産品の栽培、蜂蜜の採取等の生業が見られる。また川は漁労の場であると同時に、遊びの場である。世代を超えて川で遊ぶことで川の特性と変化を知り、生物の生態を学ぶ。こうした経験から得た知恵が、川の環境を保全し、災害から身を守ることに通じる。

山からの沢水は川に豊かな水量を集め、その水が集落の営みを支え、灌漑により下流の田を潤す。川に近い暮らしでは対岸の集落や農地への移動のために川を渡る必要がある。その手段はモーターゼーションにより舟から橋に変わった。川の水位が日常的に変動することを知っている人々は、沈下橋や流れ橋により利用とリスクの折り合いをつける。川はまた祭礼の場でもある。七夕飾りが川を渡され、神輿が川を渡り、河原では祭礼や行事が行われる。

長い暮らしの歴史において、山から川へとつながる自然環境の恵みとリスクと向き合いながら、流域のそれぞれの場所での生業の組み合わせは変化しても土地の使い方は継承され、その自然と折り合う土地利用のあり方が集落の個性となって現れている。こうした土地の使い方が流域全体で維持されていることで、四万十川の環境が守られてきた。

上流から下流まで広大な流域は、川と古くからの街道によって緩やかにつながる。個々の集落の

営みは自立的であっても川を介して相互補完的な関係が生まれ、山間を抜ける道のネットワークによる広域の流通往来が文化の融合を促し、物資の集散地に町場が形成された。流域には地形条件による多様な土地利用の形があり、流通往来の拠点性や交流の影響により生業や暮らしの文化に個性がある。そうした集落や町には、今もその変遷を伝える地域の資源、伝承されてきた祭りや生業の技など有形無形の地域文化がある。

それらが現在に継承され、流域の多様性を生み出している。それでも地形風土を知り川の変動や災害リスクをいなく土地利用のあり方と環境から得るもので生きる暮らし方は、変わることなく流域内を通底している。そこに流域の持続可能性がある。

四万十川流域らしい景観とは、この自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体的となって表出した景観であり、源流域から河口域までが相互に関係を保ちながら流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観である。

四万十川流域の文化的景観の見かた

山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



「四万十川流域の文化的景観」における 価値の構成

文化的景観は、地域の風土と人々の暮らしが生み出した景観である。

四万十川流域は、先に示した3つの見かたによって、その文化的景観の特徴を知ることができる。

- 1) 山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」
- 2) 自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」
- 3) 川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」

安定した大きな地形構造に現れる山と川と限られた平地が多様な小さな地形のまとまりをつくる。この地形のまとまりごとに暮らしの場(集落)が形成された。集落では、川から背山まで自然を上手に使いながら複合的な生業が営まれ、それが地形に応じた小さな土地利用の組み合わせとなって集落景観の骨格を形成する。季節ごとに日毎に変化する「生きている川」と付き合う暮らしが、神社の位置などの集落の空間構成、橋の位置とつくり方などに現れる。川のつながりと広域の街道が支える流通往来により、物資の集散地に町場が形成され、広域に文化が伝わり、流域の暮らしや

営みに集落ごとの個性が生まれた。

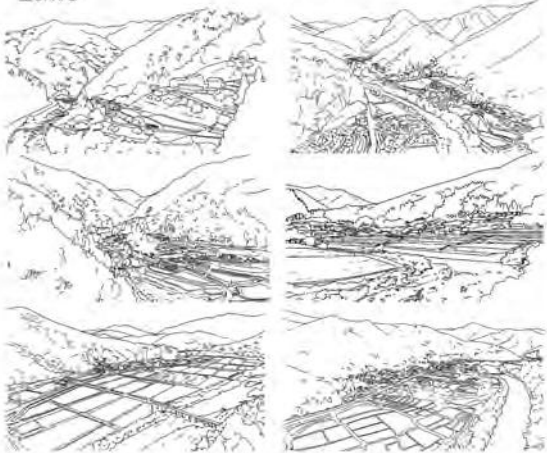
四万十川流域の暮らしの場は、蛇行を繰り返しながら流れる四万十川流域の独特の風土と、その自然と折り合う営みが生み出した土地の使い方が一体となった文化的景観である。源流域から河口域までが相互に関係を保ちながら流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝えている。ここに四万十川流域の文化的景観の本質的価値がある。

この価値は、「川がつくる地形と折り合う暮らし」に表現されている。土地の使い方、川での生業、水の使い方など、生業を変化させつつ持続的であった暮らし方に価値が内在する。

また、こうした暮らしの場である集落や町は、川と道で緩やかにネットワークされ、長い間の「流域における流通往来」によって形成された固有の場所性と営みによって特徴づけられている。そして、それぞれの場所においては、来歴を伝えるもの、祭りや祭事などの伝統と文化が継承されている。これら「継承されてきたコミュニティの資源と文化」もまた、暮らしの表現として価値を伝える。

流域の多様な景観のまとまり

地形に応じた小さな土地利用が組み合わせが流域内の集落景観の骨格を形成・ネットワーク上での役割が付加されて営みと文化に集落ごとの「個性」が生まれる



四万十川流域の文化的景観の本質的価値

「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を源流域から河口域までが相互関係を保ち、全体を通して伝える重要な文化的景観である。

土地の使い方、川での生業、水の使い方など、生業を変化させつつ持続的であった暮らし方に内在する「川がつくる地形環境と折り合う暮らし」

川と道で緩やかにネットワークされる集落や町において「流域における流通往来」によって長い間に形成された固有の場所性と営み

各場所における暮らしの表現として来歴を伝えるものや祭りや祭礼などは「継承されてきたコミュニティの資源と文化」

「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の本質的価値

四万十川は、幹川流路延長 196km（四国第 1 位）、流域面積 2,186km²（四国第 2 位）の一級河川であり、不入山を源流として多くの支流を集めつつ高知県の西南部を大きく蛇行を繰り返しながら太平洋に注いでいる。中土佐町は四万十川上流域に位置し、中でも標高 300m の台地に広がる大野見地区においては、地区を二分して貫く四万十川本流に数々の支流が流れ込んで美しい渓谷を形成し、川の流れに沿って水田が広がる。この地は古くより御留山に囲まれたわずかな土地を対象に、農林業の複合経営に活路を求めてきた場所である。大野見地区の約 97% をなす森林は、杉や木挽きによって切り開かれた。大野見は特に林業経営を重視し、不要存置国有林の払い下げを受けて村有林経営に力を入れた。大野見で切り出された材木は陸路を久礼まで運ばれ、久礼港から近畿圏などに輸送された。現在の久礼は漁港として賑わっているが、かつては材木の積出港として重要な役割を果たした場所である。

大野見地区の最も大きな特徴は、四万十川本流に 13 か所見られる堰のうち 6 か所が集中しているという点である。構造は、木造から竹網式（竹の中に石を入れる工法）、ジャカゴ（鉄網に石を入れる工法）、コンクリートと変化しているが、藩政期から努力して繰り返された小規模ではあるがきめの細かい開墾と新田開発は、こうした度重なる灌漑工事の結果である。小規模な農地を開拓し、米作りを主体とすることに成功した大野見の農業は、昭和 30 年代の高度経済成長期に大きく変化した。当時、県内で推進された経営規模の拡大、立地条件の改善、茶、養蚕などの導入による換金型農業への転換が大野見地区の農業を構造的に変化させ、現在では、園芸作物やしょうがの栽培とともに花卉栽培が推進され、品種改良や農機具の普及により生産性は高まっている。

農業の構造的な変化は、地域において生活の豊かさをもたらし、大野見地区の離農率は他地域と

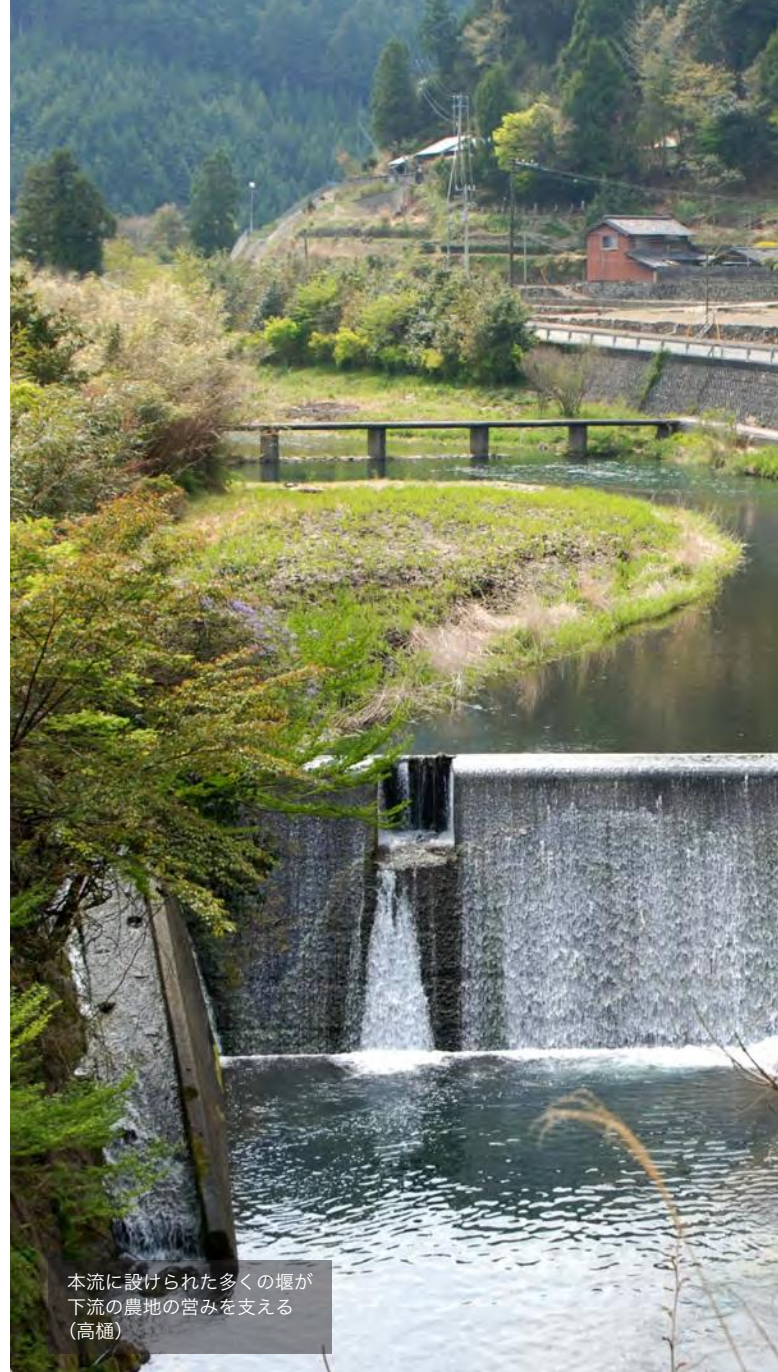
比較して低だけでなく農地を維持しようとする地域住民の意識も高い。しかし、開拓の歴史を物語る農地は圃場整備によって一区画 20 ～ 30a に整備され、灌漑、排水、農道などを完備した営農団地へと変わった。こうした中、近年では地域づくりと連携した新しい農業の在り方についての検索が行われている。

文化的景観における重要な構成要素には、四万十川、槇野々・久万秋等の集落、集落が管理する農地及び山林、沈下橋等がある。

以上のように、「四万十川流域の文化的景観上流域の農山村と流通・往来」は、四万十川上流域の狭い土地に農地を開墾し、新田開発を行うとともに、木材の輸送を通じて形成された文化的景観である。



多くの支流が流れ込む四万十川上流域
川沿いには拓かれた農地が広がる（久万秋）



本流に設けられた多くの堰が
下流の農地の営みを支える
(高樋)





第2章

文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

保存・活用の基本方針

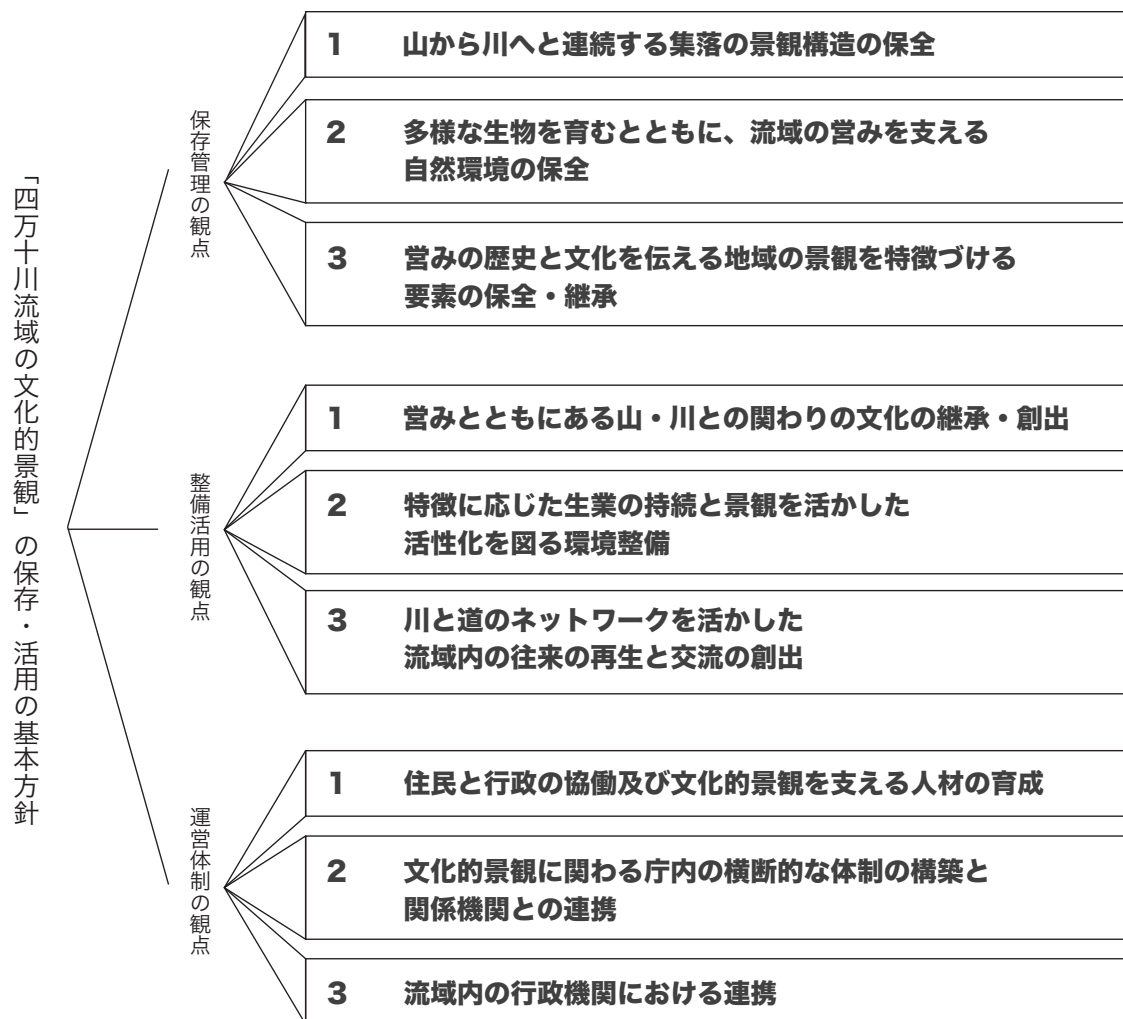
2-1

四万十川流域では、川は山間を大小の蛇行を繰り返し、川沿いに多様な地形を形成し、川に近い場所において人々は山から川までを上手に使い営みを育み、集落が形成されてきた。

川に近い暮らしの中で、遊びや生業、行事や祭礼の場として、川は日常的に使われる一方、川によるリスクを上手にいなす暮らしの文化が流域全体に通底している。これらの暮らし方の作法が集落の景観に表れ、また源流から河口域までの河川環境の豊かさを支え、「清流四万十川」の美しい風景として広く認知されている。

しかし、現在、集落の多くは少子高齢化、過疎化、第一次産業従事者の減少等により、これまで当たり前とされた流域での暮らしのあり方の継承が難しくなっている。

本文化的景観は、四万十川流域において、山・川とともに生きる流域の人々の営みが守り育てきた豊かな自然環境と風景が、源流域から河口域まで一体性・連続性をもって保全継承することが必要な景観地として、その価値を保存活用するために、以下に示す3つの観点における9つの基本方針を提示する。



四万十川流域の文化的景観の保存・活用の基本方針の構成



大きく蛇行をしながら台地を流れる四万十川
川沿いには灌漑と開墾の歴史を受け継ぐ農地が
広がり家々は山裾の微高地に集まる（横野々）



四万十川の上流から長い水路を設けることで
下流の農地へと水を運ぶ（久万秋）

保存管理の観点1

2-2

山から川へと連続する
集落の景観構造の保全

全体方針：

四万十川は、山間を縫って蛇行を繰り返し、延長196kmを流れて土佐湾に注ぐ四国最長の河川である。この四万十川と山々がつくりだす地形に沿って、流域には小規模な集落が川の近くに数多く展開している。集落域には平地が少なく、傾斜地をうまく居住や耕作に活用することで空間の広がりに応じた規模で集落が営まれてきた。

流域で暮らす人々は、山や川の自然がもたらす恵みと脅威の両面を知識と経験から知っており、それは流域に一貫した暮らし方の作法として、土地利用のあり方に表れ、そのあり方が個性ある集落景観をつくり出している。

山林では林業や林産品の栽培、傾斜地では地形にそった畑や果樹、石積により面を確保する段畑や棚田、平地では水田や畑など、多様な生業が集落内で複合的に展開する。

これら集落の農地では、堰や水路、配水管等を駆使して山の沢水や川の水を用水として利用する。川沿いの土地は四万十川の増水時には河道の一部となり、浸水した農地に山からの養分を含む土が堆積し土地は肥沃になる。作付品目も気候風土に加え、時代のニーズに合わせ変化しながら、耕作が持続されることにより集落景観を特徴づけている。

また流域では、楽しみとしてや暮らしの糧を得る生業として、川の生き物を得る暮らしが継続しており、川原へ続く小道や川舟を管理する道が生活の中で維持されている。

度重なる川の増水に呼応して家々は浸水リスクの低い山裾に配され、地形と気候風土に応じて、

日当たりの向きや風の入り方、生業での利用等に応じ、その配置される場所や形態が選択されてきた。また、墓所や社寺は家屋のさらに高所に配され、災害時の避難場所の役割を担っている。

旧街道や川は流通・往来の基盤であり、そのネットワークが交差する場所では、人やモノの流通・往来を支える町（宿場町や川湊等）が形成され、現在のまちなみにその痕跡を残し、特徴ある景観を形成している。

このように、流域の風景は、山と川とともに生きる人々が安全かつ心地よく皆が暮らせるよう継承されてきた暮らしの作法をふまえた土地利用が展開することで、小さな集落ごとに自立的な集落の営みが持続してきた。

この地形に応じて多様に形成される、個性ある集落景観は、「四万十川がつくりだす地形」、「自然への負荷が小さい土地の使い方」、「川に近い場所での営み」により形づくられている。この山から川へと連続する集落の景観構造の保全を図る。



川の蛇行に沿って形成された扇状地を活かした農の営みによる楨野々集落の景観
隣接する集落へ渡るための沈下橋は今も利用されている

個別方針

- ① 久万秋や楨野々等の集落では、細かく蛇行する四万十川により形成されてきた扇状地にそった土地の使い方の保全・継承を図る。
- ② 四万十川沿いの大股や下ル川沿い、萩中川沿いの集落では、山が迫る川沿いの狭小の土地を切り開くことで形成されてきた土地の使い方の保全・継承を図る。
- ③ 川から山にかけて、水辺と河畔林、農地、家屋、樹林が一体となって形成されている、土地の使い方と自然を活かした営みとともにある集落景観の保全・形成を図る。
- ④ 集落の上流に設けられる取水堰から下流に水を引くことで利用を支えられる農地までの川から農地までの連続する生業環境の保全を図る。
- ⑤ 石積等、傾斜地での土地利用の特徴を示す要素の維持・保全に努める。
- ⑥ 集落から川へつながる道や集落や農地との渡河を支える沈下橋、下流の田を潤すために集落内を通る水路等、暮らしの中での川との関わりを示す個々の要素の保全・継承を図る。



川沿いの狭小な平地は農地に、対岸の山裾に家屋を配することで集落としての営みが維持されている
川には下流の集落を潤す取水堰や渡河のための沈下橋がある（高樋）



川沿いに広がる谷底平野は水田に利用し、山裾の緩傾斜地には畑地や家屋が配される
川がつくる地形に沿った土地利用が展開する（寺元）

保存管理の観点2

多様な生物を育むとともに、 流域の営みを支える自然環境の保全

全体方針：

四万十川流域の山は、自然林も多く残る一方で、木材供給地としての林業や耕作等により常に人の手が入ってきたことで、その健全さが維持されてきた。

健全な山は多様な生き物を育むとともに、土は水を貯え、谷からの沢水を介して集落での生活や農の営みを支える。山に浸透した水は養分を含んで川へと戻っていく。健全な山からの水は、水生生物を育てるなど、川的环境ともつながっている。河口の干潟や豊かな汽水域を背景に川の中で育つ多様な生き物は、河川構造物の少ない流域間を自由に行き来し、中下流での多様な漁労や養殖による営みを支える。

四万十川流域の自然環境は、流域の人々の営みの外にあるものではなく、流域の人々の営みとともに支え合っていることで、その豊かさは保たれている。山から川・海へとつながる一連の関係性、さらに源流域から河口域・海まで連続する流域としての一体性の中で保たれているもので、流域の人々は、この山と川からなる自然環境に対し、大きな変化やダメージを与える行為を行うことは、自分たちの暮らす集落や流域内の他地域の安全に影響をおよぼすことを経験的に知っている。

このように、流域での多様な生き物を育み、人々の営みを支える山や川からなる豊かな自然環境は、流域の人々の営みのあり様と密接に関わりながら保たれている。「山から川へとつながる水と土の動き」や「営みとともにある生物の生息環境」に配慮し、流域の営みを支える豊かな自然環境を

適切に保全するとともに、四万十川流域全体を通じた美しい風景の保全を図る。



四万十川上流域では小規模な取水堰が数多く分布し、湛水域と流水域が交互に現れる河川景観が見られる

個別方針

- ① 山は、川に豊かな水量を供給する水源であるとともに、常に集落の背にあり、山から川までの連続した利用があることをふまえ、沢水や土の動きに配慮した森林環境の維持・保全を図る。
- ② 四万十川流域の景観の基盤である山は、集落の背山につながる自然であり、これらの山の山容を適切に保全する。
- ③ 島ノ川川上流域に広がる国有林からなる豊かな森林環境の保全を図る。
- ④ 四万十川では、上流域の河川景観を特徴づける河床に露出する岩盤と、流水域で現れる交互砂洲などによる河川環境の保全を図るとともに、漁労に関連する生物の生息環境の保全を図る。
- ⑤ 農業用の取水堰は適切に維持・管理するとともに、湛水域と流水域が交互にあらわれる大野見地域の四万十川の特徴ある河川景観の保全を図る。
- ⑥ 川の増水の影響を受ける土地では、常に川と一体的な場所であることに配慮し、川の動きを妨げないよう、河川環境の保全を図る。



下ル川川の川幅は狭く、山が迫り水面に近い川沿いには小さな平地が連続する（中井）



山は常に集落の背に広がり、山容で山の環境の健全さを伝える流域内の人や生物の営みとともにある自然環境である（大平）

保存管理の観点3

営みの歴史と文化を伝える 地域の景観を特徴づける 要素の保全・継承

全体方針：

四万十川流域では、平地の少ない山間の地形に応じ、多様な生業を組合せながら生きてきた。これらの集落の営みの歴史を伝える建造物や、時代の変化に応じ、変化してきた営みのあり様の歴史を伝える等の多様な要素が数多く存在している。

藩政期から木材供給地であった上流域を中心に、御留山をはじめ藩有林が国有林となり、材木は長く川により輸送されていた。昭和初期の拡大造林を背景に森林軌道が各地に整備され、時代を経てトラック輸送に代わるなか、輸送手段は川から鉄道、そして森林軌道跡が道路へと変化していった。材木等の舟運の中継地や積み出し港では町が形成され、当時の機能を今に伝える要素も多く残る。林業の衰退により河口の港町の生業も変化し、内水面漁業やアオサ養殖等へと営みの変化により河口の風景も大きく変化した。

平地の少ない地形条件から、川沿いの農地を有効活用できるよう、古くから灌漑事業が展開され、堰や用水路等が特徴ある治水施設が整備され、今でも農地へと水を運び続けている。傾斜地での土地利用や浸水への備えとして整えられてきた石積が広がる景観は、流域内の地形に応じた人々の営みの証として集落景観を特徴づけている。川沿いの集落では、日常的な渡河が舟から沈下橋へと変化し、後に抜水橋が整備された。これら川の往来に関する要素も多く残っており、川に近い営みのある流域の景観を特徴づけている。

集落内には、山や川とともに生きてきた人々の営みを支えるとともに、祭礼や行事の場として民俗文化を伝える社寺や祭場、茶堂等の場が、地域

の人々の手により守られている。

これら四万十川流域の特徴ある地形条件のもと、山や川と関わりながら生きてきた流域の人々の営みや文化を伝える要素は、先人たちの流域での生き方を伝える証として保存・継承を図るとともに、集落の景観を特徴づける重要な要素として、積極的な活用を図る。



集落間を結ぶ橋は時代とともに沈下橋から拔水橋へと変化するが、暮らしの中での大切な場として地域に親しまれている（奈路橋）

個別方針

- ① 四万十川の河川、県道窪川船戸線等の流域のネットワークを形成する道路については、四万十川流域内の流通・往來を支えてきた重要な要素として、適切に保全・活用を図る。
- ② 集落間の移動や農地への渡河を支え続けている数多くの沈下橋は、川に近い集落の営みを象徴する建造物として適切に保存・継承を図る。
- ③ 上流域での灌漑の歴史を伝える石積の頭首工や四万十川に設けられた取水堰、下流へと水を運ぶ水路等の構築物は、切り開かれた農地を潤し農の営みを支える重要な要素として、適切に保全・継承を図る。
- ④ 山・川がつくる多様な地形の中において、集落内の石積は、浸水への備えや傾斜地での営みを支える土地の使い方を象徴する要素であり、また山・農地・川へとつながる生物の生息環境の一部でもあることから、適切に保全・継承を図る。
- ⑤ 集落内の寺社等は、川がつくる多様な地形の中での営みを祭礼や行事を通して支え、時に避難場所ともなる場である。集落のコミュニティを支える重要な場として、集落の人々とともに適切に保全・継承を図る。



山間の厳しい地形条件のなか、川の水を取水し下流に拓いた農地を潤す堰等の構築物は、上流域での営みの歴史を伝える重要な要素である（下ル川）



山裾の傾斜地での土地利用を支える石積は集落景観を特徴づけるとともに、山から農地を経て川へと連続する生物の生息環境も支えている要素である（上：大平、下：新改）

整備活用の観点1

2-3

営みとともにある 山・川との関わりの文化の 継承・創出

全体方針：

四万十川流域において、豊かな自然環境が保全され、山間の地形条件の中で時代の変化に適応しながら営みが続いてきた根底には、山や川との関わり方を知る人の存在がある。これまで当たり前継承されてきた、この「知識」や「情報」は、四万十川流域の山や川がつくりだす環境の読み方、使い方に転換されて、「山・川との関わりの文化」を形作ってきた。

一方で、現在の集落の多くは、少子高齢化、過疎化、第一次産業従事者の減少、ライフスタイルの変化による自然と関わる機会の減少等から、これまでの日常暮らしのなかで育まれてきた「山・川との関わりの文化」の継承が難しくなっている。

そのため、流域を通して「山・川との関わりの文化」を支える人材の確保、知識や情報、祭礼や行事、四万十川独自の漁法等を継承していくための環境の整備、体験する機会の創出を図る。

また、四万十川流域における「山・川との関わりの文化」について、流域を訪れる人々に広く伝えることにより、流域の文化的景観の価値や風景の特徴への理解と保護意識の共有・醸成につなげる。

個別方針

- ① 四万十川流域を通して「山・川との関わり」に関する知識や情報等を収集し、地域内外の人への発信や伝承を通して、「山・川との関わりの文化」を継承するとともに、山・川と関わる人づくりを図る。
- ② 四万十川の流域ごとに変化する川の環境に適応するよう工夫されてきた伝統漁法の継承を図る。
- ③ 山や川の神をまつる神社の民俗芸能や、集落の営みとともにある伝統行事、祭礼の伝承と継承を図る。
- ④ 川での遊びや川へ降りる道等、営みの中において人々が身近に川に入ることのできる環境の保全・整備を図る。
- ⑤ 集落の営みの歴史や文化を地域内外の人に伝えるガイダンス施設として、大野見・四万十民俗館等の施設を文化的景観に関する拠点施設として、整備・活用を図る。



川幅の狭さや川の深さ、湛水域等、上流域の四万十川らしさを活かした様々なアクティビティを通して、川と関わる人を育て文化を継承する



集落へ渡る橋の上に、わらで作られた七夕飾りが川を渡される。川とともにある営みの文化を伝える景観（萩中川）



集落間を結ぶ沈下橋は、集落の人々の生活道として利用される増水時には沈むことを前提とした川とともに生きる文化を伝える象徴的な要素である



渡河を支える沈下橋のたもには、川の安全を祈念する向い地藏が鎮座する（長野）



集落内の神社は、浸水の及ばない丘陵上に置かれ、秋には五穀豊穡や集落の安寧を祈念した祭礼が継承されている

整備活用の観点2

特徴に応じた生業の持続と 景観を活かした活性化を図る 環境整備

全体方針：

流域内の集落は、それぞれの地形条件や気候・風土、時代のニーズ等に応じ、作付品目等を選択しながら、持続的な生業を展開してきた。集落内では、しゃえんじりと称される自家用作物を耕作する農地もあれば、流通販路に乗せるための商品作物（米やお茶等）の農地もある。これらが持続的に利用されていることが、美しく魅力ある集落景観となっている。

また、河川内で行われる多様な漁労やノリ類の栽培、収穫に関する景観は積極的な川の利用の景観として特徴的である。

それぞれの集落の生業のあり方に寄り添いながら、この集落の持続的な営みを支える仕組みや環境の整備を図り、集落の活力維持と魅力ある集落景観の形成を図る。

また、流域内に点在する多様な集落景観と多様に展開する生業の個性にスポットを当て、地域産品のブランド化や、流域での暮らしや生業の体験機会の創出等、四万十川流域での暮らしにおける新たな魅力を発信し、四万十ファンや新しい住民を増やすことにつなげる等で地域の活力の創出を図る。

個別方針

- ① 四万十川の水を引き山間の厳しい地形条件のなか、田を切り開いた田園景観の魅力を活用し、米をはじめとした流域の農産物のブランド化を図ることで、川沿いの農地の保全と集落の活力創出を図る。
- ② 日照が良く多湿で寒暖差のある気候や土地条件を生かした生業の展開を支援する等、集落の持続的な営みを支える仕組みや環境の整備を図る。
- ③ 多様な地形と多様な生業の組合せにより生まれる魅力ある集落景観を活用し、新たな担い手の発掘等による集落活力の創出を図る。
- ④ 灌漑や林業の歴史を生業景観を通して伝え、生産品と共に上流域での山・川との暮らしを見える化し、魅力ある景観と地域産品の両方を観光資源として活用し、産業の活力創出を図る。



「川は近いが水遠し」と言われる大野見地区では、長い水路によって下流の農地へ水が引かれる
流域の山間の集落では川と並行して水路が走る特徴的な営みの景観である



昼夜の寒暖差が大きく、多雨で霧が立ちこめる気候風土を活かし、四万十川の水で育てられる稲は、大野見米として親しまれている



大野見米を楽しむイベント（大野見しんまいフェスタ）
集落の営みの恵みを活かした交流機会の創出で地域の活性化を図る



集落内の農家住宅を活用する等、上流域での暮らしの体験を提供し新たな担い手や来訪者を生み出す仕掛けに活かす（槇野々）



田植え体験などを通して、多様な世代間の交流を育みながら、集落の営みの魅力を伝える

整備活用の観点3

川と道のネットワークを活かした 流域内の往来の再生と交流の創出

全体方針：

流域では、川の蛇行により形成される地形に沿って、集落の自立的な営みが各地で展開する。かつては、川による舟運や道（峠道や街道）によるモノや人の往来がさかんで、その影響を受けて、ネットワークが交差する場所における町の発展や、既存の集落文化と新たな文化の融合等、地域魅力の向上につながってきた歴史がある。

現在では、流通や移動は車によるもの为中心となり、かつて流域内をネットワークしていた川や道を意識する営みは少なくなっている。

四万十川流域では、山から川までの自然と人の営みによる一体性に加え、川と道がつなぐ流通・往来による源流域から河口域までの連続性も本来もっている魅力の一つである。四万十川という流域の持つ価値や重要性が社会的に認知され、流域という単位で自然環境や歴史文化の保全に取り組む必要性が高まっている。

川がつないできた歴史文化を、流域の視点をもって記録し、保全することでこれからの流域文化の形成につなげる。また、培われてきた「川と道のネットワーク」を活かし、流域内での地域の多様な魅力や、川の環境を知る機会や体験する・楽しむ環境を整備することにより、流域全体での往来を再生・創出することにより、地域の活力の創出につなげる。

個別方針

- ① 流域内で川がつくる多様な地形と個々の集落の営みが織りなす魅力ある集落景観を観光資源に、蛇行沿いに川と並行して通る集落道や、河川や水辺を活かし、集落の人と来訪者の交流を生み出す仕掛けや環境整備を図ることにより、個々の集落の活性化と流域全体での往来の再生・創出を図る。
- ② 流域ごとに異なる地形と川の環境が見せる四万十川の河川景観を活かし、四万十川の上流域らしい大きく深い蛇行を繰り返す川の景観を視覚的に体験できる環境の整備を図る。
- ③ 流域内の文化施設等を拠点としてネットワークを構築することにより、流域情報の発信・収集における連携を促進し、流域内における新たな往来の創出による流域全体の観光の活性化を図る。
- ④ 集落の集いの場であり、来訪者のもてなしの場としてもつかわれる神社や集落活動センター等を整備・活用し、流域内の人々と流域を訪れる人々の交流機会の創出を図る。



冬には白銀の農村風景となる大野見
四万十川流域の季節ごとの風景の魅力を体験するツーリズムを生み出す（槇野々）



沈下橋から集落へと続く道では、集落の入口を示す樹木や、沈下橋と集落の土地の高低差など、たくさんの気づきを楽しむことができる（久万秋沈下橋）



集落内を通る小径は、かつての往還道であった道すじ
ウォーキングイベント等を通して、集落内の歴史や営みが生み出す
風景を体験できる機会に活かす（久万秋）



旧米倉を活用した大野見・四万十民俗館
建物と展示を通して、四万十川流域の文化的景観の価値や魅力を伝えることのできる情報発信の場として活用を図る（吉野）



四万十川流域で取り組むひな祭り
川の水辺や沈下橋近く、集落の建物など、様々な場所に雛人形を飾り、
流域の景観を楽しむ機会をつくり、交流人口を拡大する

運営体制の観点1

2-4

住民と行政の協働及び 文化的景観を支える人材の育成：

四万十川流域の文化的景観は、流域の集落における人々の暮らしのあり様そのものである。文化的景観の価値に関する住民の理解と共感の意識を育むとともに、流域の集落らしさを大事にした集落環境の維持に向け、行政による後方支援を図り、住民と行政の協働による文化的景観の保護の取り組みの実現を目指す。

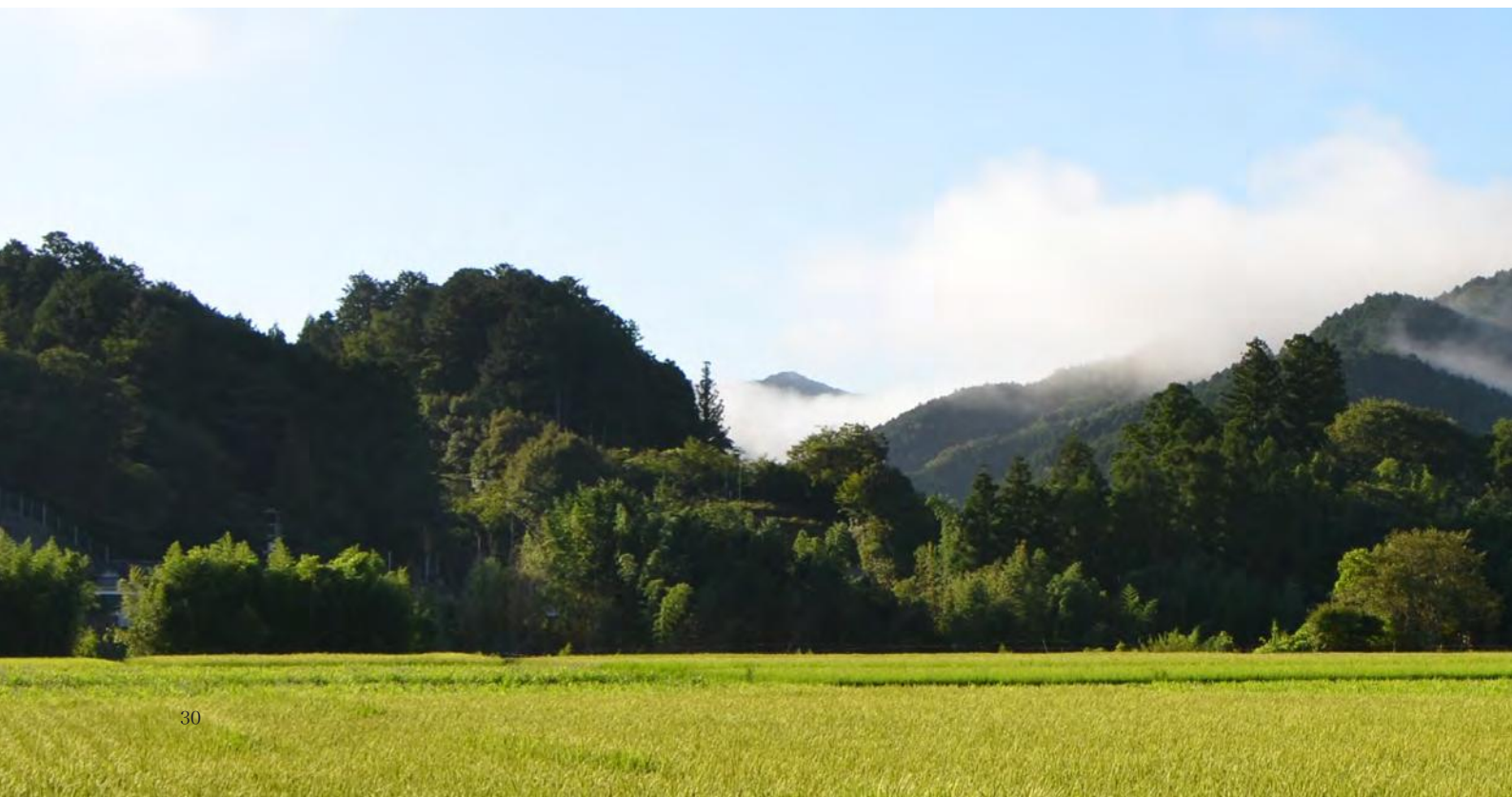
また、流域の多くの集落では、少子高齢化、過疎化の問題を抱えている。集落ごとの特性をふまえ、次世代への継承のあり方を見据えながら、魅力や価値を伝えることにより、担い手となる人材の育成を図る。さらに、流域での暮らしに魅力を感じている地域外からの新たな人材の受け入れ等、幅広い人材の確保・育成につながる取り組みを目指す。

運営体制の観点2

文化的景観に関わる 庁内の横断的な体制の構築と 関係機関との連携：

文化的景観は、文化財部署を中心に、景観、農林漁業、環境、観光、商業振興、基盤整備部門等、多様な部署間での連携・調整がなければ、保存活用に向けた取り組みの実現は難しい。文化的景観の保存活用に向け、各部署の特性を活かし、また既存の取り組みと連携を図る等、役割分担の明確化と庁内横断的な体制の構築を図る。

また、国土交通省や林野庁などの政府機関、大学等の研究機関、公民館や資料館等の社会教育機関等との協力・連携を図ることにより、より効果的な管理・運営の仕組みや体制の充実を目指す。



運営体制の観点3

流域内の行政機関における連携：

四万十川流域の文化的景観の保存活用を図る上で、それぞれの行政区域の範囲を超え、流域内の地形に応じた取り組みや、流域全体が一体となった取り組み等、広域的な視点からの継続的な取り組みも重要である。

文化的景観行政を担う市町および高知県、公益財団法人四万十川財団等、多様な行政機関の間での連携と調整を図るとともに、継続的な運用が可能となる仕組みや体制の充実を目指す。



標高の高い大野見の台地
霧が立つ寒暖差の大きな気候と四万十川の清流が
美味しい米を育てる



集落ごと置かれる神社は、祭礼等を通して
集落の人の集まる場を担う（中井）

第3章

文化的景観に配慮した土地利用に関する事項

文化的景観の保全のための 「景観単位」の設定：

3-1

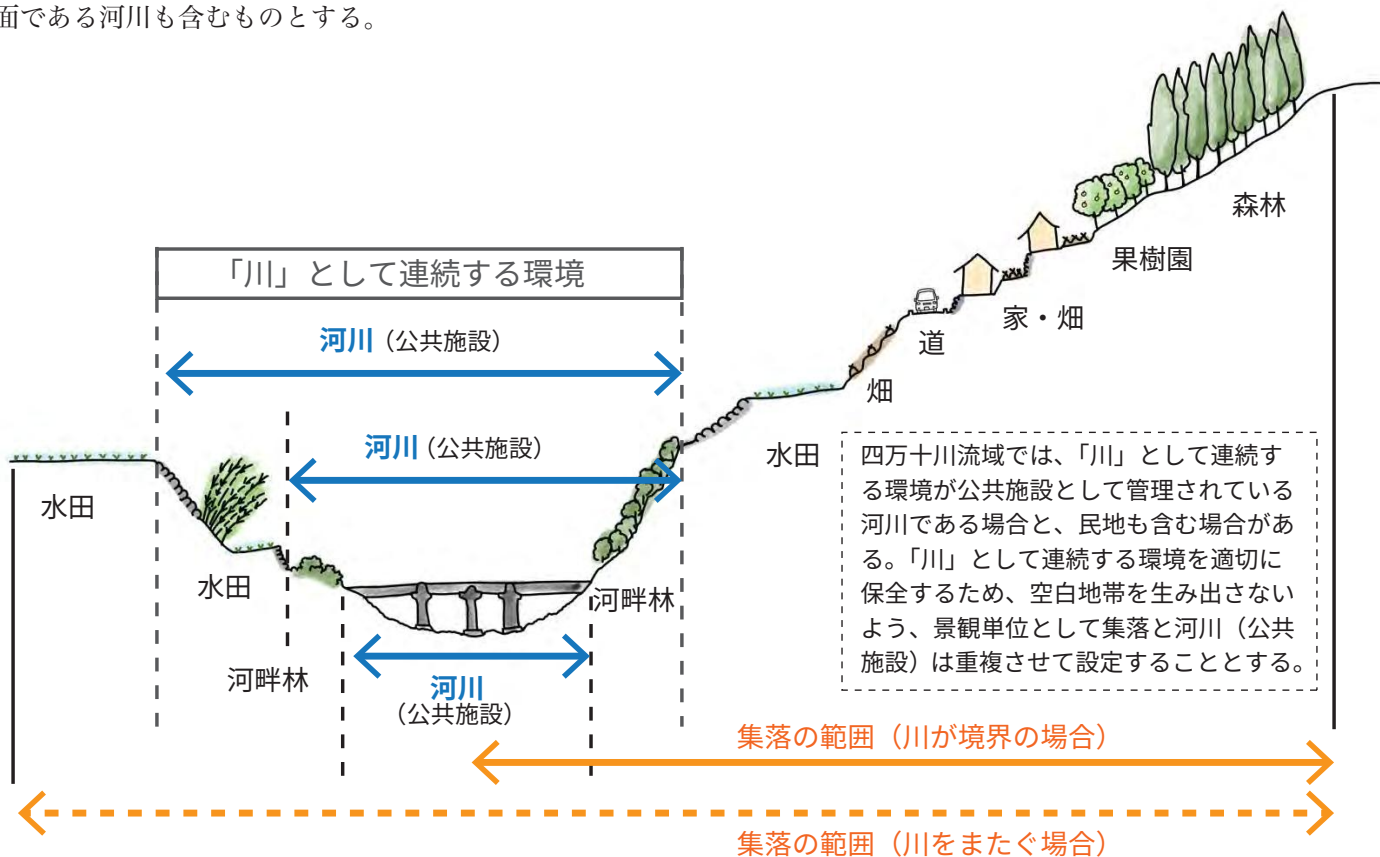
四万十川流域の重要文化的景観の景観保全には、個々の要素を個別に捉えるのではなく、流域の景観に対して、一定のまとまりとして認識できる領域を捉え、その景観のまとまりごとに個性や特徴を捉えていくことが必要であり、そのまとまりを「景観単位」とする。

流域における景観単位は、「集落」「河川（公共施設）」「山林（国有林）」の3つのタイプに区分することができる。

四万十川流域の文化的景観は、流域における山と川がつくり出す地形や気候・風土に応じて、流域の人々が生活・生業を営む場である「集落」により構成されている。なお、この「集落」として捉える領域は、背山と称される山（山林）を含むとともに、川を境界に両岸に分かれる集落や川をまたいで展開する集落もあることから、地先の水面である河川も含むものとする。

一方で、河川は源流から河口まで連続する環境であり、「河川（公共施設）」としても1つの景観単位と設定することで、流域ごとの特徴の保全を図ることとする。

また、山林のうち国有林については、維持・管理・利用の実情を踏まえ、「集落」とは区別し、国有林ごとのまとまりを1つの景観単位とし、保全を図ることとする。



景観単位の考え方

土地利用に関する全体方針：

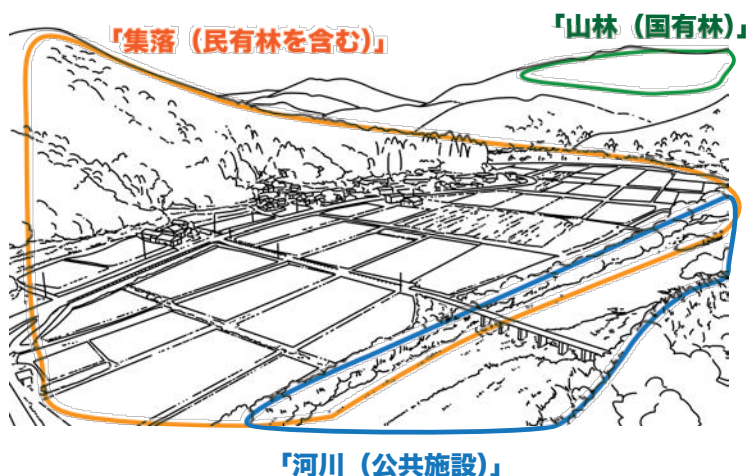
3-2

四万十川流域では、四万十川と山々がつくり出す地形に沿って、流域には小規模な集落やまちが川の近くに数多く展開しており、それぞれの集落において営みとともにある景観が育まれてきている。それらは、山や川の自然がもたらす恵みと脅威の両面を知識と経験から、自然環境と人々の営みがバランスすることで共存するための土地の使い方となり、流域に一貫した暮らし方の作法として、土地利用に表れている。

また、山や川の自然は、常に人々が関わりながらその環境が保全されてきたものであり、流域における持続的な営みと自然環境の保全と一体のものとして捉える必要がある。

四万十川流域における土地利用のあり方は、第2章に示す保存及び活用に関する基本方針に基づき「四万十川がつくり出す地形」、「自然への負荷が小さな土地の使い方」、「川に近い場所での営みの維持」、「山から川へとつながる水と土の動き」、「営みとともにある生物の生息環境」、「地域の景観を特徴づける要素」の保全・継承を図るとともに、「山・川との関わりの文化の継承」、「魅力ある集落景観の形成」、「川と道のネットワークの活用」に資する景観の創出を図ることにより、流域全体の良好な景観の形成を図るものとする。

この実現に向けて、既存制度を活用しつつ、景観単位ごとの土地利用の変化を調整する計画や仕組みの整備を図ることとする。



景観単位別の土地利用方針：

3-3

全体方針を踏まえ、保存に配慮した土地利用に関する景観単位別の方針を以下に示す。

また、景観計画や高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「高知県四万十川条例」という。）との連携を図り、それらの法制度が文化的景観の保存管理上、効果的に機能するように調整を図る。

集落：

- ① 森林は施業林や自然林からなり、適切な維持管理・利用によりそれぞれの森林環境に応じた樹林地の保全を図るとともに、良好な自然景観の維持・保全を図る。
- ② 集落の背景や周囲には、地形がつくり出す連続する稜線や、川の蛇行にともない折り重なる山なみに特徴づけられる風景が広がる。これら集落や川等の営みの場から見える山なみの景観を保全する。
- ③ 集落への風の吹き込みや、沢水や土砂の動きなど集落の暮らしや生物の生息環境等に影響を与えるおそれのある場所での土取りや掘削（基礎工も含む）、樹木の伐採、造成等の山の環境を改変する行為は避け、山から川へと連続する集落環境を保全する。
- ④ 山の保水力を弱める恐れのある行為は避けるとともに、皆伐等を行う際には作業道等の整備においては山の環境に悪影響を与えないよう配慮する。また皆伐後にはその後の山の再生に資するよう、植樹又は天然力の活用により適確な更新を図る等、森林環境の保全を図る。
- ⑤ 狭地直しや切土・盛土造成等、地形の改変を行う場合には、集落内の従来の土地利用の規模に応じたものとなるよう配慮する。



山裾の微高地に家々を配し、低い川沿いに開かれた土地は農地として多様に利用される（槇野々）

また、改変後の景観が周囲と調和するよう配慮する。

- ⑥ 斜面地の土地利用のための既存の石積は、集落景観を特徴づける重要な要素として可能な限り保全を図る。
- ⑦ 集落内の既存の水の道（沢、用水路等）は、生業をはじめとした集落の持続的な営みを支える重要な要素として保全を図る。
- ⑧ 集落内における生活・生業の歴史や文化を伝える建造物やインフラ施設やその跡地等は、地域の景観を特徴づける要素として適切に保全・活用を図る。
- ⑨ 集落内における建築物や工作物の規模は、集落内の規模と調和したものとなるよう配慮し、まとめりある集落景観の保全を図る。
- ⑩ 集落内に残る営みの歴史を伝える建築物等は、当該地の気候や風土、生業での利用に応じた配置、形態・意匠により構成されている。建築物や工作物等の人工物を設置する際には、集落内で継承されてきた建築物等の建て方や土地の使い方と調和した集落景観の形成を図る。
- ⑪ 流域内の流通・往来により発展した結節点を担う町では、人・モノの交流が営みを生み出してきた場所性を継承し、暮らしと賑



わいが調和した市街地景観の形成を図る。

- ⑫ 川の増水時に水の影響を受ける場所や川沿いの土地では、増水時の水の流れを阻害したり、本来の河川環境に影響を与えるおそれのある土地利用は避け、川とともに生きる集落環境の保全を図る。
- ⑬ 川へのアクセス道や船置き場、生業で利用する川原等の水辺や河畔林については、適切に維持管理を図り、営みとともにある水辺景観の保全を図る。
- ⑭ 流域内の往来をネットワークする幹線道路や川沿いの道等を整備する際には、地形の改変を最小限とするとともに付帯して設置する構造物は周囲の景観から目立たないよう配慮する。また、川沿いに構造物を設置する際には、工法・材料等において川の環境への影響が最小限となるよう配慮する。
- ⑮ 祭礼や行事等で利用する場の適切な維持管理を図るとともに、営みとともにある文化を伝える景観として保全を図る。
- ⑯ 洪水や高潮、津波等により浸水・被災したエリアでは、それまでの水と折り合う流域での暮らし方を踏まえた上で、川と関わる文化を継承した土地利用につながる復旧・復興の取り組みを図る。



旧街道の集落の辻には祠が置かれ地域の人に大切に守られている（久万秋）



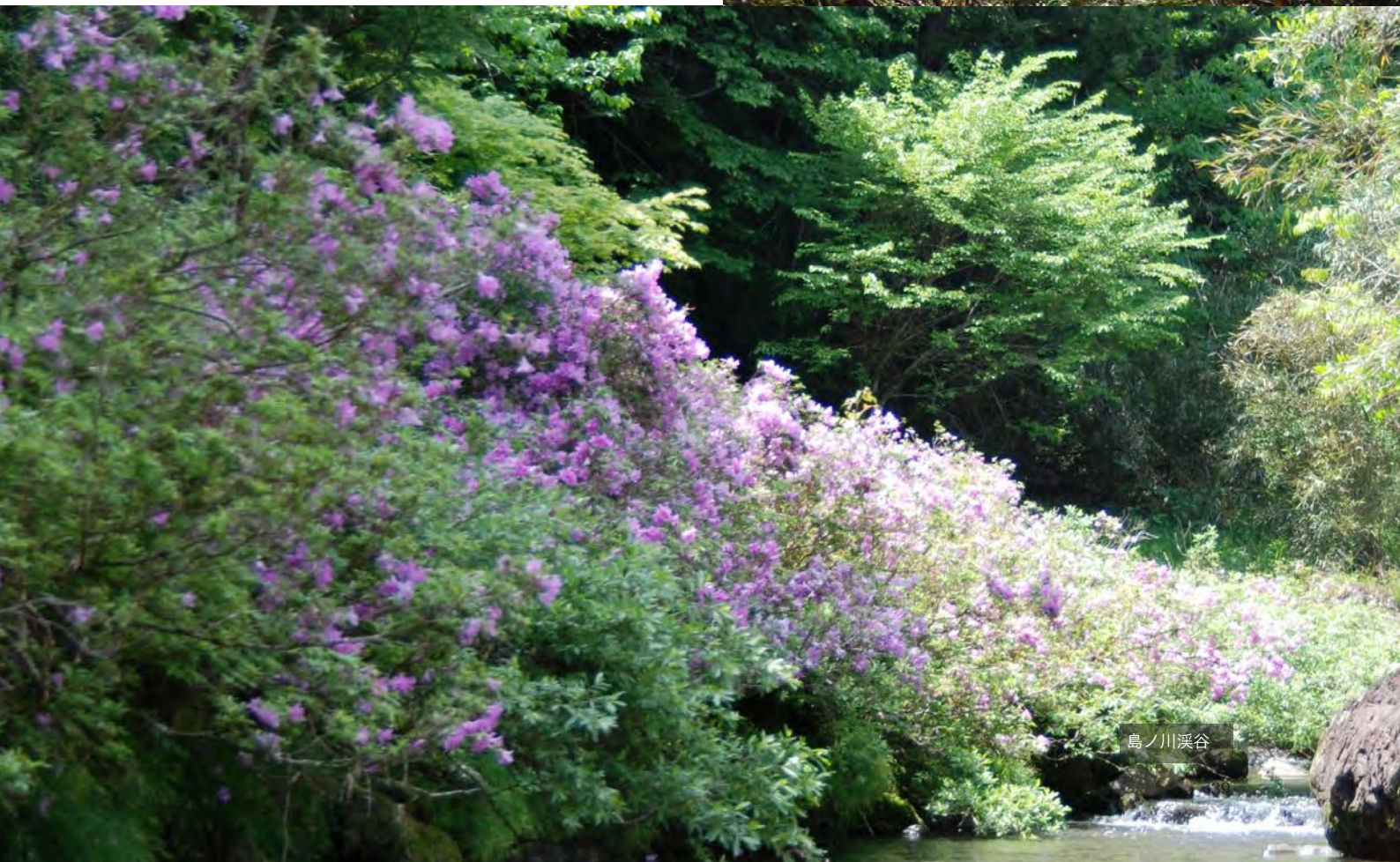
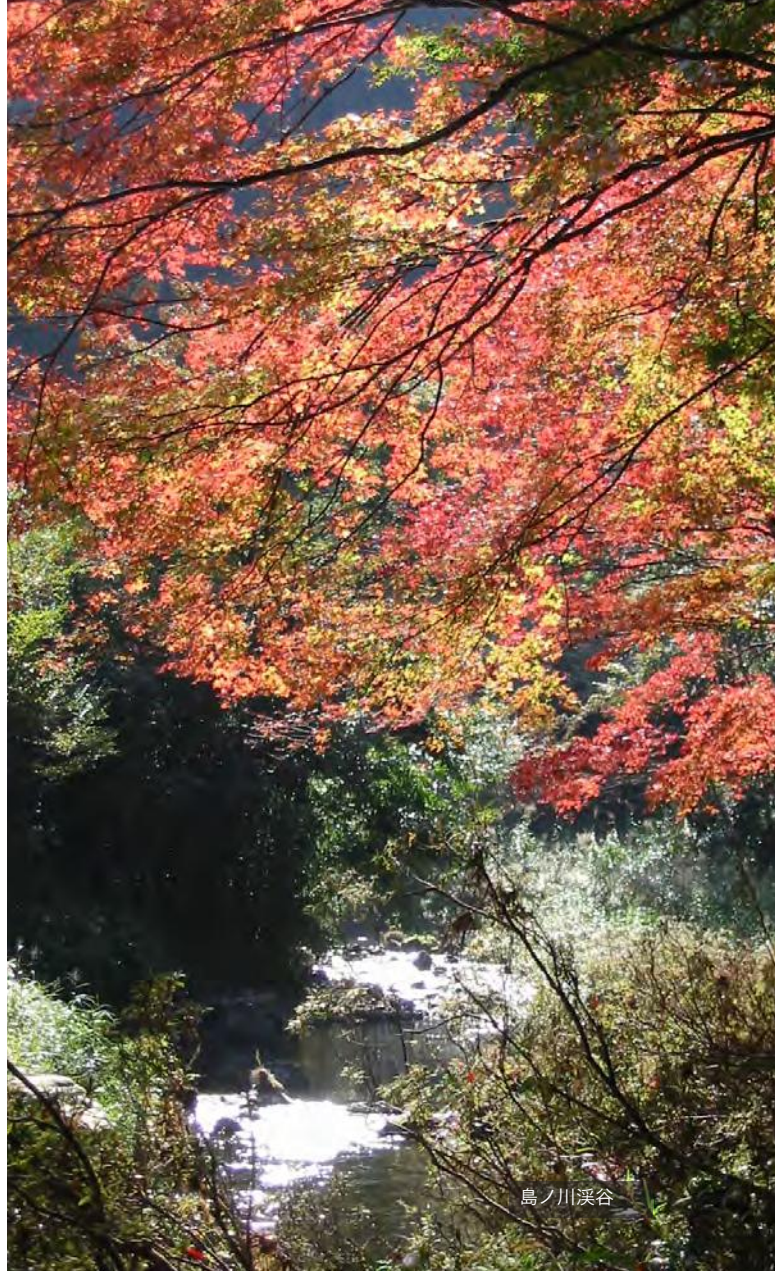
上流域の四万十川
橋の上からでも河底に岩床が広がる
ことが見える透明度を保つ

河川（公共施設）：

- ① 四万十川流域では、川は上流から下流へ、支流から本流へと、水の流れとともに養分を運び、河口からは生物が遡上するなど、上流から河口まで全体が一体となって機能していることが重要であり、水や生き物の動きを阻害しない河川環境の保全を図る。
- ② 季節による出水や定期的な攪拌、土砂の供給等により、川は常に小さな変化を続けており、この「絶えず小さな変化を続ける」川の環境の保全を図る。
- ③ 多種多様な水生生物の生息環境である瀬・淵や河床環境等の保全を図るとともに、漁場やアオサ養殖場等、川に関わる生業環境の維持・保全を図る。
- ④ 水防林（竹林）・河畔林等は適切に維持管理を行うとともに、河川沿いの農地の沈み込み防止のため等により護岸が必要な場合には、河川環境や周囲の景観との調和に配慮した整備を図る。
- ⑤ 瀬・淵や河原は、川へ入る道や祭礼・行事での利用等、川と関わる営みや文化と関係する場所として保全を図るとともに、河川や道路等を整備する際にはこれらの特性に配慮する。
- ⑥ 既存の石積護岸はできる限り保全を図る。
- ⑦ 増水時に川への流出物が本来の河川環境に影響を与えるような土地利用は避ける。特に増水時に河道となることが予想される土地の利用においては不容易に河川への流出物を発生させることがないよう配慮を求め、河川沿いの土地利用を一体とした河川環境の保全を図る。
- ⑧ 沈下橋は適切に保全を図るとともに、既存の橋梁等の河川を横断する構造物等は、河川景観と調和するよう配慮する。
- ⑨ 災害復旧・復興の際には、川の動きが影響する範囲も含め、四万十川流域の川が本来有している「生きている環境」の再生に資する整備となるよう配慮する。

山林（国有林）：

- ① 所有者である林野庁と協議の上、水土保持林や森林と人との共生林等として、各機能を向上するために適切な森林施業を図ることにより、健全な森林環境の保全及び豊かな樹林地としての自然景観の保全を図る。
- ② 土砂崩壊の防止、水源のかん養、優れた自然環境の保全、人と森のふれあい場としての利用等、公益的機能の高度発揮を重視した管理経営を図ることにより、四万十川流域の自然と産業を支えている森林環境の保全を図る。
- ③ 貴重な動植物の生息地として生息環境の保全を図る。
- ④ 国有林の山なみは、地形がつくり出す連続する稜線や、川の蛇行にともない折り重なる山なみに特徴づけられる風景を形成している。集落や川等の営みの場から見える山なみの景観を保全する。





景観単位の区分図（中土佐町）

行為規制の方針

3-4

文化的景観の保存に向けて土地利用の保全に対する必要な措置として、都市計画法や景観法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法のほか、高知県四万十川条例の対象範囲となっており、これら各種法令による行為規制が適用されている。

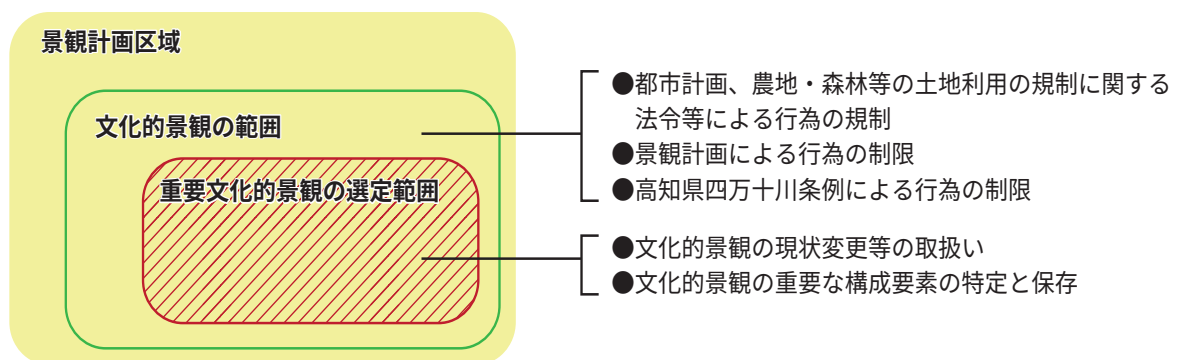
特に、5市町全てにおいて景観法に基づく景観計画を策定・施行し、四万十川流域の文化的景観の保全に向けて届出対象行為と景観形成基準を定め、行為の制限を行っている。

なお、今回の保存活用計画の改定をうけ、重要文化的景観の選定範囲に関する景観保全に関し、保存活用計画に示されている基本方針の実現と、保存に配慮した土地利用の方針の実現に向け、5市町の景観計画への反映と5市町間での計画の整合を図る。

また、重要文化的景観の選定範囲の一部は、高知県四万十川条例の重点地域として、①災害防止（土砂の流出、崩壊その他）、②水害防止、③水源涵養の機能への支障、④生態系及び景観保全の基準に基づき、一定の行為に対し許可が必要となっている。

これらの行為規制については、本計画における基本方針及び土地利用の方針等と整合を図った運用を行うことにより、効果的な景観保全の実現を目指す。

特に、景観計画における行為規制の考え方を示す景観形成基準、高知県四万十川条例による許可基準に対する適合または許可等の判断を行うにあたっては、当該制度を所管する部署と連携・調整を行った上で、適正な運用を行うこととする。



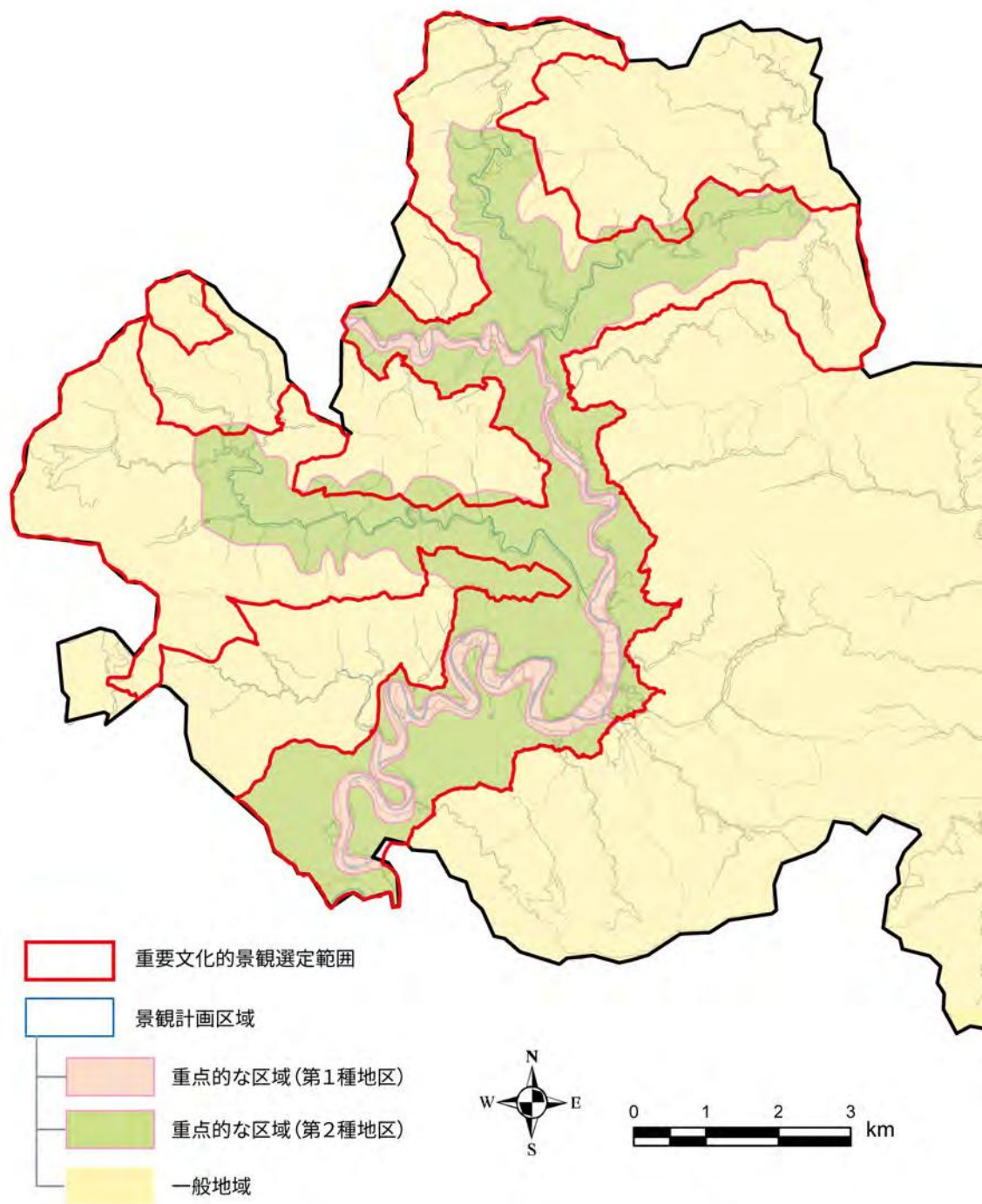
文化的景観の保存に向けた土地利用に関する行為規制図

表 土地利用等における行為規制の概要 (1/2)

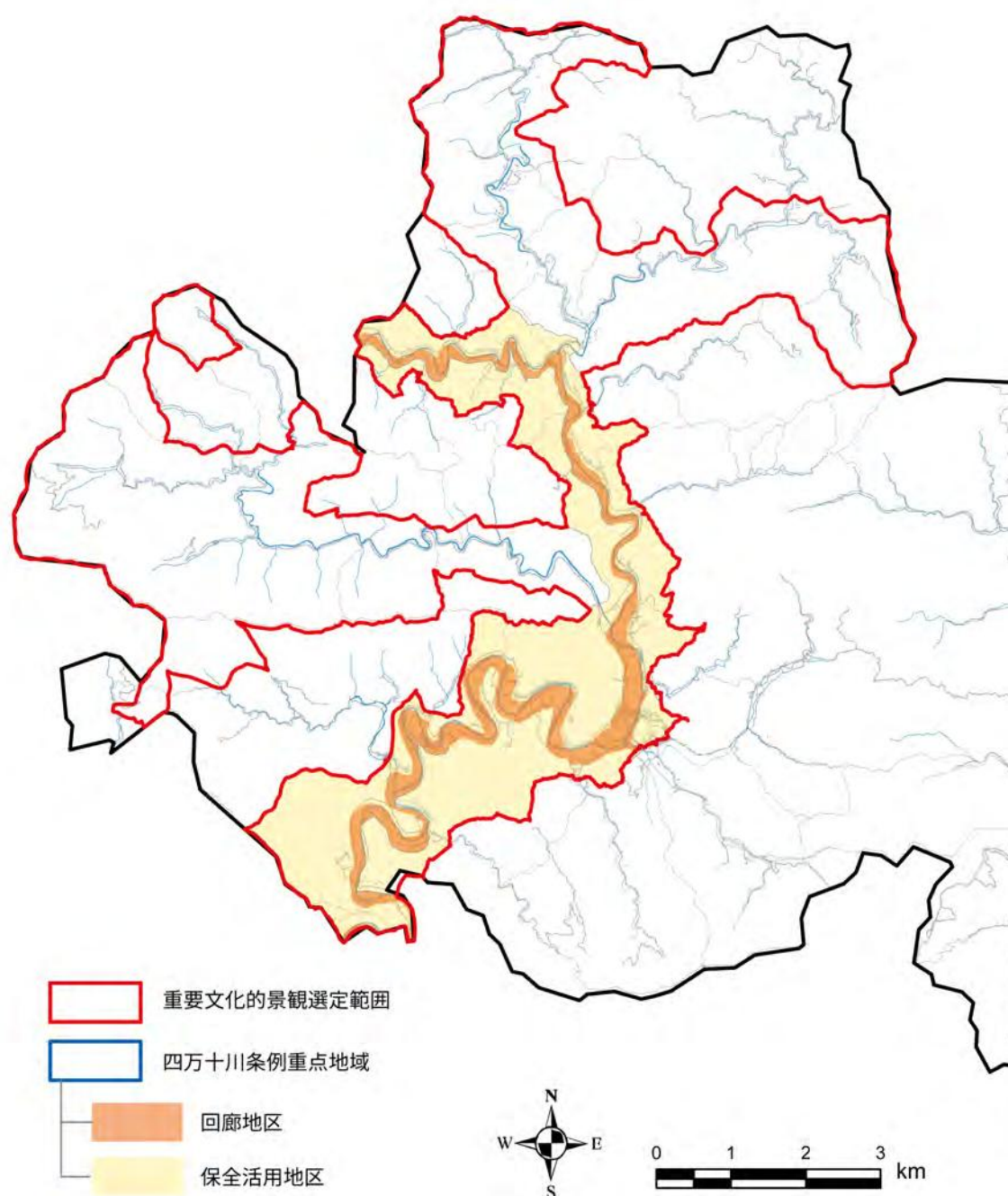
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
都市計画法	都市計画区域外	許可	・ 10,000 m ² 以上の開発行為	罰金	
景観法 (中土佐町景観条例)	景観計画区域 (景観重点第一種地区／景観重点第二種地区／景観一般区域)	届出	・ 建築物の新築、増築、改築、移転、滅失、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・ 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・ 開発行為 ・ 鉱物を採取し、又は土石を採取すること ・ 盛土又は切土により土地の形状を変更すること。 ・ 屋外において土石、廃棄物を集積し、又は貯蔵する行為 ・ 樹木を伐採し、又は針葉樹(杉及び桧。以下同じ。)を植樹すること。 ・ その他、町長が景観形成に影響を及ぼす恐れがあると認める行為		土地利用規制図①参照 ※R5 年度において見直しを実施予定
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域 (回廊地区・保全活用地区)	許可	・ 鉱物の採掘・土石の採取 ・ 土地の形状変更 ・ 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ・ 建築物の外観の模様替え ・ 建築物・工作物の色彩変更 ・ 天然林の伐採 ・ 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 ・ 看板、広告板等の設置 ・ 屋外における物品の集積又は貯蔵		土地利用規制図②参照
河川法	四万十川 島ノ川 萩中川 下ル川	許可	・ 土地の占用 ・ 土石の採取 ・ 工作物の新築、改築又は除却 ・ 土地の形質の変更 ・ 材木の栽植、伐採等	懲役又は罰金	
森林法	保安林	許可	・ 立木・立竹の伐採 ・ 立木の損傷 ・ 家畜の放牧 ・ 下草、落葉又は落枝の採取 ・ 土石又は樹根の採掘 ・ 開墾その他の土地の形質の変更	懲役又は罰金	土地利用規制図③参照
	地域森林計画対象民有林	許可	・ 1ha を超える開発行為を行う場合、許可が必要	懲役又は罰金	
		届出	・ 立木の伐採を行う場合、届出が必要	懲役又は罰金	

表 土地利用等における行為規制の概要 (2/2)

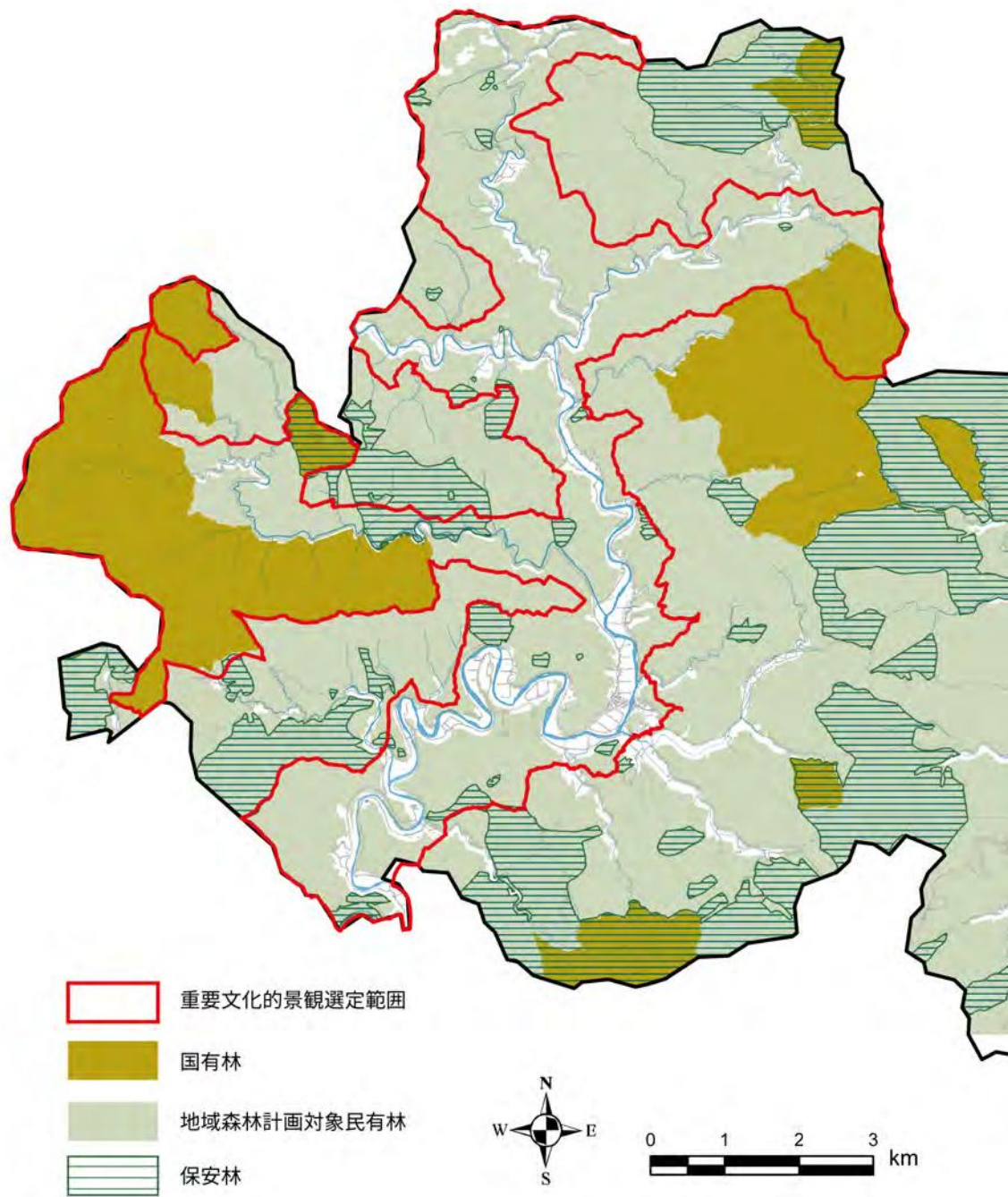
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
農地法	農用地区域	許可	・農地転用 ・開発行為		土地利用規制 図④参照
道路法	県道、市道	許可	・電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 ・水道管等の埋設物の占用、変更 ・地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 ・露店等の施設の占用、変更等		
文化財保護法	埋蔵文化財	届出	・周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に、文化庁長官に届出を行う必要がある。	過料	
屋外広告物法 (高知県屋外広告物条例)	禁止地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準	過料	
	許可地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠、その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状、その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準	過料	
高知県文化財保護条例	県保護有形文化財	許可	・県保護有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県の許可を受けなければならない。	過料	
中土佐町文化財保護条例	中土佐町指定文化財	許可	・町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町の許可を受けなければならない。		



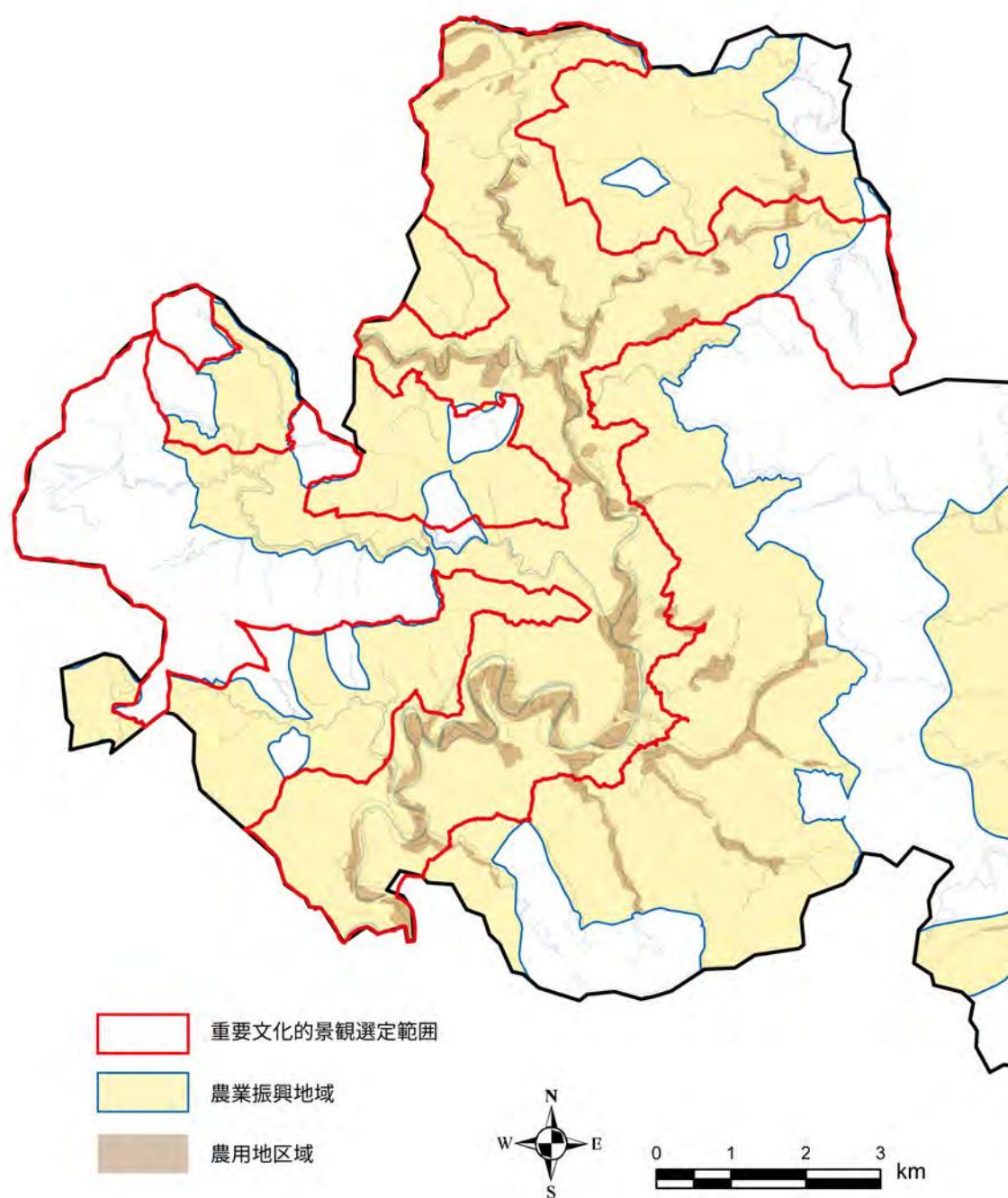
土地利用規制図①（景観計画区域の指定状況図）



土地利用規制図②（高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく指定状況図）



土地利用規制図③（森林法に基づく指定状況図）



土地利用規制図④（農地法に基づく指定状況図）

重要文化的景観の滅失又はき損、 現状変更等の取扱基準：

3-5

重要文化的景観の重要な構成要素について、滅失又はき損、現状変更等がある場合、文化財保護法第136条及び第139条に基づき、所有者等が文化庁長官に対して届出を行うこととする。

文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、文化的景観の本質的な価値を示す上で特に重要なものであるとともに、それぞれの景観単位を特徴づけ保存が必要なものを特定し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいう。

前述の「重要な構成要素」（個票、第6章を参照）の現状変更等をしようとする者は、現状を変

更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

この届出にあたっては、構想段階において、あらかじめ所有者等から町の文化的景観担当部局である教育委員会に事前相談を行うこととする。

当該部局は、当該計画が文化庁長官への届出対象に該当するか否かの判断を行った上で、現状変更等に該当する場合は、価値の保存に資する現状変更等の方法について、専門家の助言を受けた上で所有者等と調整を行うこととする。

法令	届出の種類	届出が必要な場合	届出者	届出先	届出日
文化財保護法 第136条	滅失・き損	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。 ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。	所有者又は権原に基づく占有者	文化庁長官	滅失・き損を知った日から10日以内
文化財保護法 第139条	現状変更等	重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為 ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者	文化庁長官	現状変更等をしようとする日の30日前まで

第4章

文化的景観の整備活用に関する事項

基本的な考え方

4-1

四万十川流域の文化的景観の保全とは、単に豊かな自然環境や美しい風景の保全を図ることだけではない。

長い歴史の中で、四万十川流域の自然と折り合い、時代の変化に対応しながら工夫をし、四万十川流域の自然とともに豊かに暮らしてきた「山・川と関わる暮らしの文化」を次の世代へと継承することである。

その結果が、源流域から河口域まで、支流も含め、多様な景観を生み出し、四万十川流域の魅力となっている。

「四万十川流域の文化的景観」を整備・活用するということは、流域での暮らしの文化を伝える景観を通して、流域内外の人々にその価値と魅力を伝え、四万十川流域における新たな流通・往来を生み出すことを通して、地域ごとの活力の維持・創出を目指すことである。そのことにより、流域の人々が流域での暮らしに改めて誇りを感じ、官民一体となって、四万十川流域らしさを育む地域づくりの取り組みにつなげていくことを目指すものである。

整備活用に関する方針 1

4-2

山から川へと連続する 集落の景観構造の保全に向けて

- ① 四万十川がつくり出す地形に沿って営みが生み出した集落の全体像をそこに住まう人々が目にすることが難しく、その集落構造を景観として捉えにくい。集落の全景写真等を使って集落景観の見かたと土地の使い方の関係について理解を促し、住民の保全意識の醸成を図る。
- ② 傾斜地利用の特徴である石積や農地法面等は、点検や修理等による崩落防止策を図るとともに、崩落後には従前の景観と調和した整備を図る。
- ③ 流域内には多様なタイプの石積景観が見られることから、流域内の石積を修繕していく人材を育成し、流域内で石積を継承できる仕組みづくりに取り組む。

整備活用に関する方針 2

多様な生物を育むとともに、 流域の営みを支える自然環境の保全 に向けて：

- ① 農林部局と連携し、集落内の里山再生や針広混交林化、適切な間伐・植樹等、森林の維持・管理・経営を推進する仕組みや体制づくりに取り組む。
- ② 川へ流れこむ水質の汚濁抑止に向け、生活排水処理に関する設備（浄化槽等）の設置を推進する。
- ③ 川の水質維持に向け、四万十川一斉清掃活動等、地域住民とともに定期的な清掃活動を実施すること等により、川への関心と河川環境の保全意識の向上を図る。
- ④ 生物の生息状況調査や生息環境調査等の実施により山や川における生物の生息状況の経年変化について把握することを通して、健全な自然環境と多様な生態系の保全、それらと共存する持続的な生業環境の保全を図る。
- ⑤ 環境保護部局と連携し、多様な生物相の保護に向けた制度や仕組みづくりに取り組む。

整備活用に関する方針 3

営みの歴史や文化を伝える 地域の景観を特徴づける 要素の保全・継承に向けて：

- ① 個別の建造物をはじめとする重要な構成要素は、それらが有する価値を継承するための手法等を検討し、必要に応じて修理を行う。また、修理等にあたっては、所有者等と利活用策の検討を行うなど、持続的な保存活用が可能となるよう取り組みを行う。
- ② 重要な構成要素に特定されているものについて、文化的景観における価値や特徴に関して、地域内外の人に広く情報発信を行うことにより、保存活用意識の向上を図る。
- ③ 災害等により破損した場合には、文化的景観において当該要素が担ってきた価値の継承・再生につながる復旧・復興に向けて取り組む。

整備活用に関する方針 4

営みとともにある山・川との関わり の文化の継承・創出に向けて：

- ① 流域の暮らしの中で住民により継承されてきた「山・川との関わり方」に関する知識・情報について収集・整理を行い、広く情報を発信する仕組みづくりや、情報発信を担う拠点となる場（施設）の整備など、継続的な運用につながる環境整備に取り組む。
- ② 川へ入る道や山への入り方、祭礼・行事で利用する場等、流域内で継承されてきた営みにおいて山や川で大事にしてきた場（場所性）が失われつつあり、これらを継承していくための情報共有や情報発信、場の保全等に取り組み、関わり方への意識の醸成と場の再生を図る。
- ③ 山・川との関わりは、流域における実際の体験を通して、暮らしの魅力や大事な文化を感じることができる。上流から河口まで個性の異なる流域の特徴を活かし、多様な体験機会の創出（居住体験、生業体験、遊びや学習、イベント等）を図り、山・川と関わる人づくりに取り組む。
- ④ 四万十川独自の伝統漁法や、祭礼や行事など、受け継がれてきた文化に関して記録保存を行うとともに、学習機会や体験機会の創出等による支援を通して、次の世代の担い手となる人材育成を図る。

整備活用に関する方針 5

特徴に応じた生業の持続と 景観を活かした活性化を図る 環境整備に向けて：

- ① 農林漁業や商工振興等、産業部署と連携し、文化的景観の価値と魅力を活かした集落や町での生業の持続に向けた取り組みを図る。
- ② 農林部署や観光部署と連携し、耕作放棄地等において景観作物を栽培する等、新しい土地利用と生業を組み合わせることで観光振興につながる仕組みづくり等に取り組み、集落の活力維持を図る。
- ③ お試し住宅等を所管する移住施策部署や、地域おこし協力隊等による地域支援の仕組みと連携し、新たな住民づくりや集落の活動支援等に取り組むことにより、地域活力の維持・創出を図る。
- ④ 地形に沿って展開してきた集落景観との調和に配慮した上で、狭地直し等の農地整備や道路改良等に取り組み、持続的な土地利用や集落の居住環境の改善による地域の活力維持を図る。
- ⑤ 流域内で育まれている魅力ある集落景観や生業風景の見える化に向けた取り組みとともに、そこから生産される製品の付加価値化や、生業風景を楽しむツーリズム等の仕掛けづくり等を通して、流域内での多様な生業の活性化を図る（豊かな森林と材木・木材加工製品／上流での小規模・多種多様な複合農業／傾斜地での茶や果樹の栽培／台地域での灌漑と稲作／川での漁業／河口での養殖業、等）。
- ⑥ 四万十檜等の流域内の木材を活用した魅力ある空間や製品づくりに向けた仕組みづくり等により、地域材の活用による林業振興と大工や建築士等の技術者等、木の活用を

整備活用に関する方針 6

川と道のネットワークを活かした 流域内の往来の再生と交流の創出 に向けて :

生業とする人材の育成支援に取り組む。併せて、その技術や知識を伝えていく取り組みを図る。

- ⑦ 地域産品の販路ネットワークと連携し、集落景観の魅力に関する情報発信を行うとともに、集落景観を楽しめる視点場やコンテンツの整備を図ることにより、観光と地域産業の相乗効果による集落活力の創出を図る。

- ① 四万十川流域では、源流・上流・中流・下流と、川幅や深さ、水辺への近さ、川の蛇行の大小など、景観が多様に変化する。その川沿いに展開する集落景観を知る機会づくりは、流域としての文化的景観を体験する重要な取り組みとなる。観光部署と連携し、かつて林業を支えた舟運や川沿いに連続する狭い集落道、各地区に立地する道の駅や文化施設、体験施設や農家民宿等の各種施設を多様な交通手段によりつなぐなど、流域全体での文化的景観を体験できるツーリズムの仕組みづくりに取り組み、新たな往来による流域全体の活性化を図る。
- ② 文化的景観に関する情報発信拠点をネットワークした情報発信に取り組むことにより、上流から河口まで多様な個性を持つ「四万十川流域という総体」としての価値と魅力の共有を図り、新たな往来の創出と流域全体の活性化を図る。
- ③ 流域内では地形と営みがつくり出す特徴ある集落景観が展開されており、それらの集落景観を俯瞰できる視点場を整え、沈下橋等多様な資源と合わせて移動ルートを設定する等により、流域全体の魅力ある景観を活かした往来の創出を図る。
- ④ 流域内での文化的景観の価値と魅力を発信する担い手として、四万十川流域ガイドの育成に取り組み、広域的な観光展開を支える仕組みと体制づくりに取り組む。



開墾された農地に祀られる祠
霧のたつ気候と台地に拓かれた
農地が集落に恵みをもたらす

第5章

文化的景観の保存及び活用のために必要な体制

運営に関する方針

5-1

中土佐町にとっての「四万十川流域の文化的景観」とは、四万十川上流における地形に応じて、自然と折り合い暮らす人々の営みとともにあるものである。

文化的景観は、変化しながら特有の価値を守っていく、動的保存の観点が必要な文化財である。

この文化的景観を将来にわたって継承していくためには、これまで継続されてきた山・川と関わる文化を継承し、四万十川の環境や景観と馴染む暮らしと、利活用による集落の活性化に向けた取り組みが重要である。

それには、庁内における関係部署間の連携・調整、住民・事業者との協力・連携、また専門家による支援の活用や国・県等との連携・調整等が必要である。特に、四万十川流域として連続性のある一体的な環境を共有しており、流域5市町による事業や施策の連携は不可欠である。

以上を踏まえ、中土佐町における文化的景観の運営体制については、第2章に掲げた基本方針に沿って、必要となる体制の構築と運用を図ることとする。

運営体制

5-2

町の体制

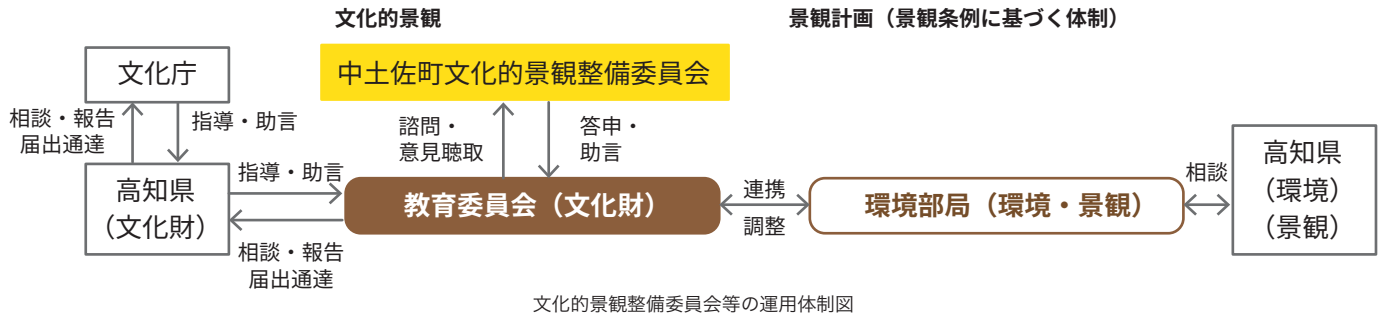
文化的景観の保全・継承に向けて、文化財行政を担う文化財所管課が中心となり、住民・事業者等と協力・連携しながら取り組む。

文化的景観は景観計画区域内に位置付けられており、文化的景観の保全には、景観計画に基づく届出制度による景観保全とともに、高知県四万十川条例に基づく重点地域に対する許可制度による環境・景観保全と一体となった取り組みが重要である。そのため、景観・環境行政を担う町民環境課と連携・調整を行うことにより、円滑な景観計画等の運用を図る。

さらに、四万十川流域の文化的景観の保存・活用には、生業や地域づくりに関わる部署である農林水産課、まちづくり課、地域振興課等、文化的景観を取り巻く関係各課との連携・調整が必要である。そのため、年度初めに選定地内の事業に関する情報収集を行い事業調整に取り組む機会を設けるとともに、文化的景観整備委員会への関係課の参加や定期的な実施される庁議会議会の活用により、庁内での文化的景観に関する情報共有を図ることにより、文化的景観の保全・活用に向けた一体的な取り組みにつながる体制と仕組みの確立を進める。

文化的景観の選定地において公共事業等の行為を行う際には、文化的景観の価値を損ねず景観と調和した整備に資するよう、必要に応じて専門家等の助言を受けながら、早い段階より事業課と文化財所管課との間で協議・調整を行うこととする。

また、河川や国有林の保全整備については、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所や高知県河川課、林野庁四国森林管理局四万十森林管理署との協調・調整も重要であり、庁内の関係部署の協力を図りながら情報共有や事業調整に取り組むこととする。



中土佐町文化的景観整備委員会

文化的景観の保存・整備・活用について専門的な見地から助言・意見の得られる機関として、「中土佐町文化的景観整備委員会」を設置する。

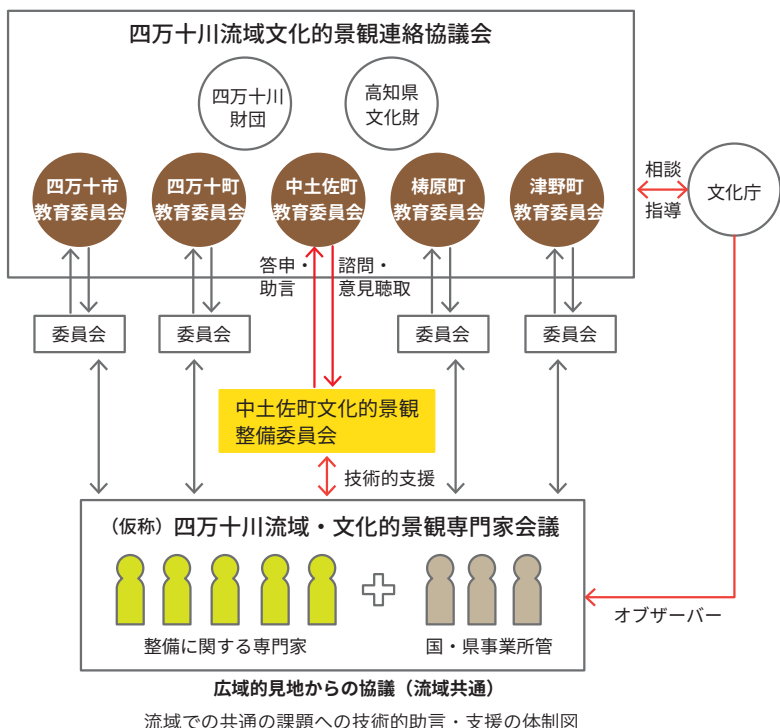
本委員会では、計画策定・変更に係る協議や、価値の保全に向けて必要な助言、重要な構成要素等の文化的景観の保存活用に関し影響のある行為に対する協議を行う。

(仮称) 四万十川流域・文化的景観専門家会議

四万十川流域の文化的景観において、山と川がつくり出す地形、河川環境、川と道のネットワークは、重要な構成要素であるとともに、行政区域を超えて流域全体としてその保全・整備・活用を協議・調整していくことが必要である。

これらの整備は公共事業として実施する上で、文化的景観・環境保全に配慮した取り組みを行うには、一定の専門的な技術や知見が必要となる場合が多い。

そこで、流域全体を通して共通する課題に関する検討を必要とする事業について、景観、土木、河川（治水・治山）、建築、生物、森林等の各分野の専門家による協議を行う機関として、(仮称) 四万十川流域・文化的景観専門家会議を設置することを検討する。なお、本会議では実務ベースでの協議・調整が可能となるよう、事業主体となる国・県の所管部署も含めたものとし、流域全体の広域的な見地からの事業調整、情報共有、技術向上、事務の円滑化を図ることとする。



保存管理・整備活用体制

5-3

地域住民との協働に向けた体制

四万十川流域の文化的景観は、地域の人々が日常と認識していることが文化的景観の価値を形成しており、景観の保全にあたってはそこで暮らす人々自らが四万十らしい風景を作っていることを再認識することが重要である。

町の広報紙での情報発信による周知を図るとともに、重要な構成要素の所有者や集落の住民等が気軽に相談・連絡が行える体制づくりを行うことで、文化的景観の価値の理解の向上を図りながら、現状変更等における良い変化につなげていくことができる仕組みづくりを目指す。

大野見地区における文化的景観の整備活用においては、集落活動センターの活動と連携して、集落内外の人に対して、文化的景観に関する情報発信や普及啓発、四万十川流域の文化的景観の価値や特徴を活かした取り組みによる町内外での交流の促進につながる取り組みを目指す。

また、環境保全に取り組むNPO法人四万十・ナイスリバー・プロジェクトや、島ノ川溪谷等緑化推進協議会等の既存の団体に対して文化的景観の価値を伝えることにより、協力・連携した取り組みにつなげる。

文化的景観を支える人材確保・育成に向けた連携体制

四万十川流域の文化的景観の保存・活用とは、景観を通して自然と折り合う暮らし方を理解し、継承していくことであり、山・川と関わる文化を伝えていくことのできる人材が重要な役割を果たすと考えられる。

小・中学校でのふるさと教育プログラムや総合学習の時間、講座の開設等の場において文化的景観の価値と景観の見方等を伝えることを通して、

次の世代の地域づくりの担い手の育成を目指す。

さらに、四万十川流域を訪れる来訪者と接する事業者（旅館・民宿業、アクティビティ業、ガイド業等）に対して文化的景観に関する情報共有を図ることにより、文化的景観の語り部の育成と多様な生業を通じた価値の発信や理解の向上を図る体制づくりを目指す。

また、流域全体をフィールドとして支える四万十川財団を軸に、流域内の文化的景観を支える人材の育成・確保や流域市町間での調整等、人的ネットワークの構築を目指す。

四万十川流域における連携体制

四万十川流域の文化的景観の保存・活用には、1つの自治体の枠を超えた広域的な連携の仕組みや、文化財を所管する部署の他、多様な分野間での連携が必要となることも多く、流域市町が一体となって連携して取り組むことができる体制が必要である。

文化的景観に関する組織として流域5市町、高知県歴史文化財課、公益財団法人四万十川財団からなる「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を活用し、運用における情報共有や人的交流による相互支援、効果的な情報発信等、流域全体を対象とした施策や事業の調整・連携を図る。

また、四万十川の環境保全に関する取り組みとして、5市町からなる四万十川総合保全機構との調整・連携もあわせて行うこととする。

第6章

文化的景観の重要な構成要素

基本的な考え方

6-1

重要な構成要素とは、重要文化的景観の本質的価値を理解する上で、その価値を構成する要素のうち、価値の保存・継承において、その保存が必要なものについて、特定するものである。

四万十川流域の文化的景観の本質的価値を継承していくため、第1章で示した「四万十川流域の文化的景観」の価値の構成において示した3つの特徴から、以下に示す7つの視点に基づき、各市町ごとに重要な構成要素を特定することとする。

流域全体を通した 重要な構成要素の特定の視点

価値を構成する特徴	特定の視点	考え方
流域における流通・往来	1. 流域のネットワークを支える要素	・陸運、水運の歴史 ・結節点や入口 ・渡河の要素
川がつくる地形環境と折り合う暮らし	2. 地形に沿った土地の使い方を伝える要素	・地形に応じた集落の土地利用 ・暮らしにおける川との関わり方を伝える要素
	3. 川での生業に関する要素	・川での生業地
	4. 林業の盛衰に関する要素	・国有林 ・林業の歴史を伝える要素 ・林業振興による要素
	5. 灌漑と開墾に関する要素	・灌漑の歴史を伝える要素 ・灌漑により拓かれた集落
継承されてきた コミュニティ資源と文化	6. 集落の営みの来歴を伝える要素	・形を通してある時代の技術等の特徴や意味を伝える建造物等 ・かつての歴史を伝える場所
	7. 集落の伝統文化や活動を支える要素	・集落内における信仰の場、集いの場 ・集落のコミュニティ活動を支える場

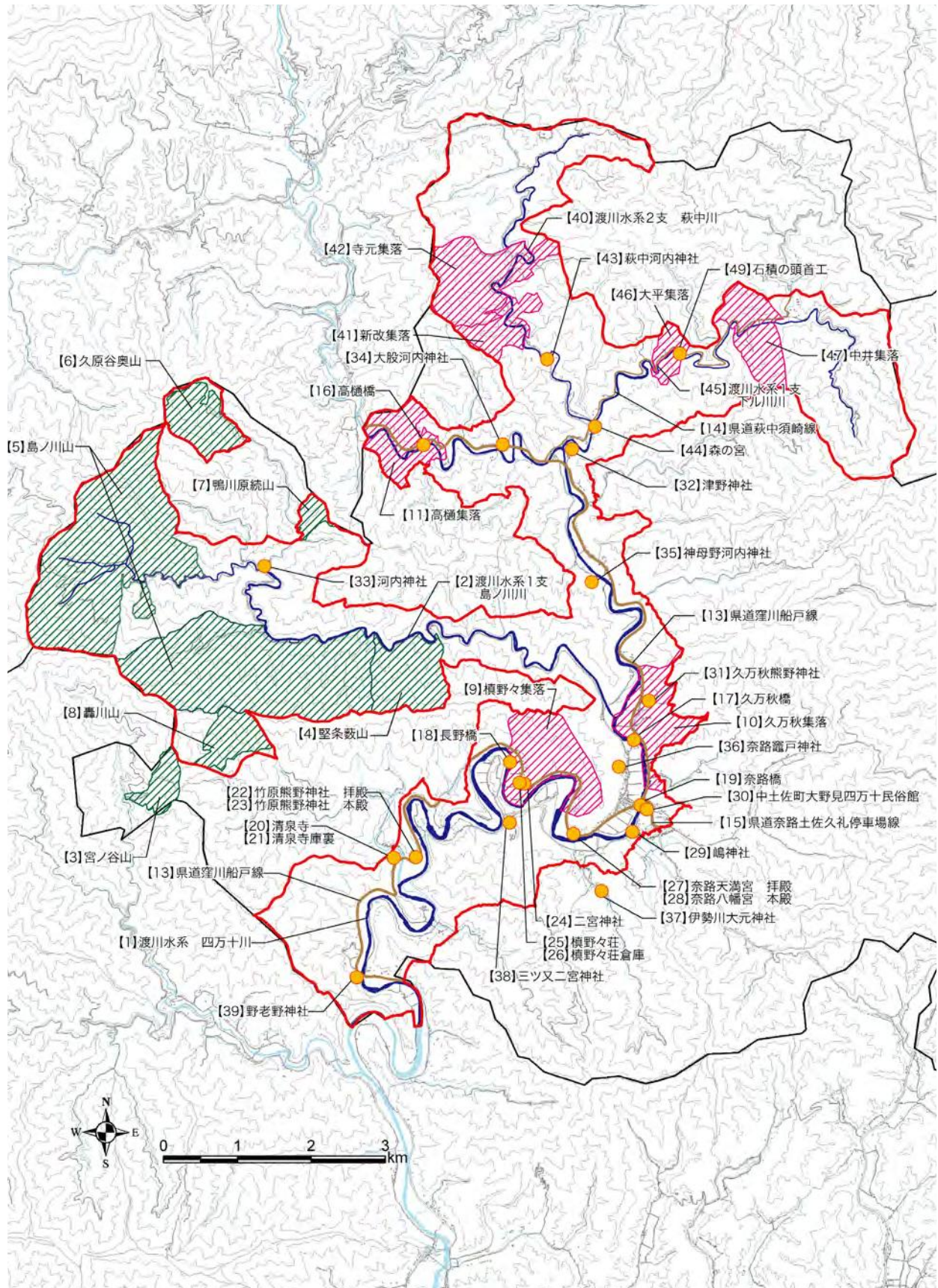
※重要な構成要素に関する個別の情報は、別途の個表により確認すること。

本町における重要な構成要素の特定（一覧）

6-2

番号	要素名	景観単位	分類	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5	視点6	視点7	備考
1	渡川水系四万十川	河川	河川	●	●	●					県管理
2	渡川水系1支島ノ川川	河川	河川	●	●	●					県管理
3	宮ノ谷山	国有林	山林				●				国有林
4	堅条藪山	国有林	山林				●				国有林
5	島ノ川山	国有林	山林				●				国有林
6	久原谷奥山	国有林	山林				●				国有林
7	鴨川原続山	国有林	山林				●				国有林
8	轟川山	国有林	山林				●				国有林
9	槇野々集落	集落	集落		●			●			
10	久万秋集落	集落	集落	●	●			●			
11	高樋集落	集落	集落		●			●			
12	島ノ川溪谷沿モミジ群集	集落	樹木				●				
13	県道窪川船戸線	集落	道路	●							県管理
14	県道萩中須崎線	集落	道路	●							県管理
15	県道奈路土佐久礼停車場線	集落	道路	●							県管理
16	高樋沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●			●	●		
17	久万秋沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
18	長野沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
19	奈路橋	河川	橋梁	●							
20、21	清泉寺（寺院、庫裏）	集落	寺社						●	●	
22、23	竹原熊野神社（拝殿、本殿）	集落	寺社		●				●	●	
24	二宮神社	集落	寺社		●					●	
25、26	槇野々荘（主屋、倉庫）	集落	住宅						●		
27、28	奈路天満宮（拝殿、本殿）	集落	寺社		●					●	
29	嶋神社	集落	寺社							●	
30	中土佐町大野見四万十民俗館	集落	資料館						●		
31	久万秋熊野神社	集落	寺社						●	●	
32	津野神社	集落	寺社							●	
33	河内神社	集落	寺社		●					●	
34	大股河内神社	集落	寺社		●					●	
35	神母野河内神社	集落	寺社							●	
36	奈路竈戸神社	集落	寺社							●	
37	伊勢川大元神社	集落	寺社					●		●	
38	三ツ又二宮神社	集落	寺社							●	
39	野老野神社	集落	寺社						●	●	
40	渡川水系2支萩中川	河川	河川	●	●	●					県管理
41	新改集落	集落	集落		●			●			
42	寺元集落	集落	集落		●			●			
43	萩中河内神社	集落	寺社							●	
44	森の宮	集落	樹林		●					●	
45	渡川水系1支下ル川川	河川	河川	●	●	●					県管理
46	大平集落	集落	集落		●			●			
47	中井集落	集落	集落		●		●	●			
48	下ル川河内神社	集落	寺社							●	
49	石積の頭首工	河川	構築物		●			●	●		

本町における重要な構成要素の特定（位置図）



付録 選定時における本質的価値

「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」の本質的価値

四万十川は、幹川流路延長 196km（四国第 1 位）、流域面積 2,270km²（四国第 2 位）の一級河川であり、不入山を源流として多くの支流を集めつつ高知県の西南部を大きく蛇行を繰り返しながら太平洋に注いでいる。中土佐町は四万十川上流域に位置し、中でも標高 300m の台地に広がる大野見地区においては、地区を二分して貫く四万十川本流に数々の支流が流れ込んで美しい渓谷を形成し、川の流れに沿って水田が広がる。この地は古くより御留山に囲まれたわずかな土地を対象に、農林業の複合経営に活路を求めてきた場所である。大野見地区の約 97% をなす森林は、杉や木挽きによって切り開かれた。大野見は特に林業経営を重視し、不要存置国有林の払い下げを受けて村有林経営に力を入れた。大野見で切り出された材木は陸路を久礼まで運ばれ、久礼港から近畿圏などに輸送された。現在の久礼は漁港として賑わっているが、かつては材木の積出港として重要な役割を果たした場所である。

大野見地区の最も大きな特徴は、四万十川本流に 13 か所見られる堰のうち 6 か所が集中しているという点である。構造は、木造から竹網式（竹の中に石を入れる工法）、ジャカゴ（鉄網に石を入れる工法）、コンクリートと変化しているが、藩政期から努力して繰り返された小規模ではあるがきめの細かい開墾と新田開発は、こうした度重なる灌漑工事の結果である。小規模な農地を開拓し、米作りを主体とすることに成功した大野見の農業は、昭和 30 年代の高度経済成長期に大きく変化した。当時、県内で推進された経営規模の拡大、立地条件の改善、茶、養蚕などの導入による換金型農業への転換が大野見地区の農業を構造的に変化させ、現在では、園芸作物やしょうがの栽培とともに花卉栽培が推進され、品種改良や農機具の普及により生産性は高まっている。

農業の構造的な変化は、地域において生活の豊かさをもたらし、大野見地区の離農率は他地域と比較して低いだけでなく農地を維持しようとする地域住民の意識も高い。しかし、開拓の歴史を物

語る農地は圃場整備によって一区画 20 ～ 30a に整備され、灌漑、排水、農道などを完備した営農団地へと変わった。こうした中、近年では地域づくりと連携した新しい農業の在り方についての探索が行われている。

文化的景観における重要な構成要素には、四万十川、槇野々・久万秋等の集落、集落が管理する農地及び山林、沈下橋等がある。

以上のように、「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来」は、四万十川上流域の狭い土地に農地を開墾し、新田開発を行うとともに、木材の輸送を通じて形成された文化的景観である。

しかし近年においては高齢化と過疎化が進むことによって流域人口が激減しつつあり、農業の維持も徐々に困難な状態となっている。こうした現状に鑑み、今回、文化的景観保存調査を通じて価値が明らかになるとともに、文化的景観保存計画によって保護の考え方が示された河川、森林、農地等を重要文化的景観として選定し、保存・活用を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財部、2009、「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来－高知県高岡郡中土佐町－（新選定の文化財 重要文化的景観の選定）」、『月刊文化財』545, pp.29-30, 第一法規

四万十川流域の文化的景観

「上流域の農山村と流通・往来」保存活用計画改定事業報告書

発行年月 令和5年（2023）3月

編集・発行 中土佐町 教育委員会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

印刷 高吾印刷

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 4677-11

 Cultural Landscape of the Shimanto river basin